

平成30年3月9日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

また委員長報告の取りまとめについては、16日金曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 それでは総務部について行います。

初めに、議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎梶総務部長 それでは、私から総括して説明をさせていただきます。

初めに、平成30年度当初予算の概要でございます。お手元の総務部の青いインデックスがついた資料、表紙が議案補足説明資料の1ページをお願いしたいと思います。

平成30年度当初予算編成に当たりましては、本会議で知事からもお答えしたとおり、より成果を出すことにこだわりまして、五つの基本政策を初めとする県勢浮揚に向けた取り組みの強化を図るとともに、将来にわたる安定的な財政運営の維持を両立させることを強く意識をして編成作業を行いました。

この表の見方でございますけれども、オレンジの色が当初予算、着色をしていない数字の部分が前年度2月補正予算のうち経済対策分。水色の列がそれらの合計、実質的に当年度に予算執行されることから、いわゆる実質的な当初予算ベースとしてお示しをさせていただいております。

まず、予算の総額でございます。下の（2）歳出の表の下から2行目、総計（1）＋（2）の欄をごらんください。平成30年度の当初予算の総額は、オレンジ色1番左側になります、4,508億円余りでございます。これに経済対策分を加えた実質的な当初予算ベースの額は、水色の列4,675億円余りとなります。実質的な当初予算で、前年度と比較をしますと、右か

ら2列目の二重丸で印をしているところでございますが、75億円余りの増となっております。また、当初予算で比較をいたしましたのは、その左側のオレンジでございますけれども、82億円余りの減となっておりますけれども、その下の行に二重丸で示しております。これは土地開発公社の債務処理に伴う用地先行取得対策費や、公債費の減といった特殊要因を除いて整理をさせていただいている資料でございますけれども、こうなりますと、32億円余りの増となっております、10年連続の積極的な予算編成とさせていただいているところでございます。

以下、歳出と歳入の内訳の増減につきまして、右から2列目の水色の実質的な当初予算ベースの増減で御説明をいたします。まず歳出でございます。(1) 経常的経費は78億円余りの減となっております。人件費につきましては、平成29年人事委員会勧告に伴う給与改定の影響等により1億円余りの増。扶助費につきましては、児童措置委託料の増などにより1億円余りの増。公債費は、平成29年度が満期一括償還分で増加しておりましたことによる反動によりまして、約57億円の減となっております。その他は、先ほど申し上げました土地開発公社の債務処理に伴いまして、長年活用実績のなかった土地開発基金を、防災目的の新たな基金に28億円余り積み立てることとした一方で、例年計上しておりました用地先行取得対策費59億円余りの減によりまして、合計25億円余りの減となっております。

(2) 投資的経費につきましては、154億円余りの大幅増となっております。三つ目の補助事業費は、経済対策分として166億円余りを確保したことなどによりまして、149億円余りの増。単独事業費は、坂本龍馬記念館や新図書館の整備終了などによりまして、19億円余りの減となっております。

次に歳入、上の表でございます。これも右から2列目をごらんをいただきたいと思いますが、(1) 一般財源につきましては、24億円余りの増となっております。内訳でございますが、県税は2,000万円余りと若干の増。地方消費税清算金が4億円余り増加する一方で、二重丸で記載しておりますけれども、地方交付税等でございます。リーマンショック後に地方財政計画に計上されておりました歳出特別枠が廃止されたことなどによりまして、28億円余りの減となっております。その他でございますが、先ほど申しました土地開発基金の廃止に伴います一般会計への繰入金28億円、あるいは経済対策分に充当した諸収入の増などにより、合計で47億円余りの増となっております。

(2) 特定財源につきましては、投資的経費の増などに伴いまして国庫支出金が86億円余り。県債は78億円と表示されておりますけれども、その下の括弧の20億円を除きまして、58億円余り増加するとともに、後ほど考え方を申し上げますけれども、行政改革推進債、退職手当債が20億円の増。その直下にありますが、減債基金(ルール外分)の取り崩しが6億円余りの減となっております。これらの考え方は後ほど申し上げます。その他でございます。先ほど申し上げました土地開発基金への貸付金である用地先行取得対策費と、満

期一括償還分の繰入金の減などによりまして、107億円余りの減となっております。この結果、中ほどの表の下の行でございます、財源不足額は、本年度から約13億円余り増加して約159億円となりました。この、財源不足額への対応につきましては、次の2ページで御説明をいたします。

今回の予算編成後の財政調整的基金の残高と県債残高の状況についての御説明でございますが。先ほど御説明した財源不足額、及び後ほど御説明いたします2月補正の財源対策の考え方につきまして、上の枠囲みの中をごらんをいただければと思います。将来にわたり継続的に財政調整的基金を確保し財政運営の弾力性を維持するため、当初予算において、まず防災対策基金を設置をいたします。県民の生命、財産を守り、将来の県民負担を抑制するための基金でございます。これは、使途を幅広く設定することを踏まえまして、財政調整的基金の一つと位置づけております。

また、②でございますが、本県の県債残高は全国的に見れば低水準でございます。財政運営の弾力性を確保するため、財政調整的基金の取り崩しを抑制する必要がありますことから、行政改革推進債などの県債の発行額を、先ほど申し上げましたとおり、20億円増の70億円といたしております。同じように2月補正予算でも20億円、県債の増発をすることにいたしました。この結果、来年度末の臨時財政対策債を除く県債の残高が、下の表の2でございますけれども、右下にある計数であります臨時財政対策債を除く県債残高の1番右側でございますが、平成30年度末は4,950億円と、本年度末からは微増となりますけれども、引き続き低水準を維持する見込みであると考えております。また、来年度末の財政調整的基金の残高につきましては表1、上段のグラフでございます。この右側のとおり、昨年9月時点での推計を68億円上回る183億円程度を確保できる見通しとなり、当面の財政運営に必要な財政基盤を確保できたものと考えております。以上が平成30年度の一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、2月補正予算の概要でございます。3ページをお願いいたします。下の(2)歳出の表のうち、1番下の行、総計(1)+(2)の二重丸をしるしてありますところ、2月補正のうちの経済対策分の欄をごらんをいただきますと、国の経済対策補正予算の活用によります、地方創生の取り組みの推進などによる増額と、南海トラフ地震対策など命を守る対策を中心としたインフラ整備を加速するための公共事業費の増額などによりまして、166億円余りの計上となっております。

さらに公共事業の国の内示減や補助先の予定変更に伴います事業費の減など、例年この時期に行っております通常の減額分が185億円ございまして、これらを合計いたしました結果、総額で二つ右側の18億円余りの減額補正となっております。

また、今回の補正予算では土砂災害特別警戒区域の基礎調査といった一時的かつ多額の財政需要が生じております。そのため、先ほど御説明いたしました行革推進債の発行など、

将来に備えて財政調整的基金の残高を一定確保する観点から、上段の表の（１）の一般財源の下から２番目でございますけれども、財調基金の取り崩しを27億円余り減額をさせていただいております。一方、（２）特定財源の下から二つ目、減債基金（ルール外分）の取り崩しを37億円余り取りやめております。これらの基金の取り崩しを取りやめることによりまして、財政調整的基金残高の維持に努めたところであります。一方で、（２）特定財源の二重丸を打っているところでございますが、行政改革推進債や退職手当債につきまして、20億円増額発行させていただきたいというふうに考えているものでございます。以上が2月補正予算の概要でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途でございます。地方消費税のうち、平成26年4月の引き上げ分0.7%相当は社会保障財源とされておりますので、毎年度当初予算の際に、実際に社会保障関係費に充当されているということを説明させていただいております。まず、1. 消費税率及び地方消費税の引上げについて（概要）をごらんいただきますと、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税につきましても1%から1.7%へと0.7%引き上げられております。この引き上げ分の地方消費税収入につきましては、消費税率引き上げの趣旨を踏まえ、地方税法上、社会保障4経費その他社会保障経費に充当するとされているところでございます。

次に、2. 高知県における消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途でございますが、平成30年度当初予算における本県の社会保障施策に要する経費は、総額で約604億円、一般財源ベースでは約536億円となります。一方で、社会保障施策に要する経費に充当すべき引き上げ分の地方消費税収入につきましては、地方税法の規定により機械的に算定いたしますと、約55.7億円となっております。この引き上げ分の地方消費税55.7億円につきましては、本年度と同様、その全額を社会保障施策に充当してまいります。充当を予定しております具体的な施策につきましては、その下に記載しておりますように、まず地方消費税の増税に伴います社会保障の充実といたしまして、子ども・子育て支援や医療・介護の充実のための経費として44.6億円を充当し、残額の11.1億円は、右側のその他社会保障施策といたしまして、自然増の大きい国民健康保険事業や障害者自立支援給付事業などに要する経費に充当したいと考えております。以上が、平成30年度における消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途でございます。

続きまして、組織改正の概要について御説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。初めに基本的な考え方といたしまして、平成30年度は予算編成と同様、県勢浮揚の実現に向けて、より実効性の高い施策をスピード感を持って展開するため、県の体制を強化することといたしました。

主なポイントでございますが、まず経済の活性化に関しましては、第3期産業振興計画

の3回目のバージョンアップといたしまして、新たな付加価値を生み出す仕組みを構築、取引の範囲のさらなる拡大などの柱に沿って、人員を重点的に配置するなど体制を強化しております。具体的には①観光振興体制の強化としまして、(1)のとおり、「よさこい」の世界に向けたプロモーションを強化し、本県の認知度の向上と訪日客の誘客を促進するため、国際観光課の体制とともに、(2)のとおり、ポスト幕末維新博に向けて、自然を生かした体験型観光を本格的に展開する準備等を開始するため、地域観光課の体制などを強化することとしております。

次に、②新たな産業の創出に向けた支援体制の強化につきましては、高知県IT・コンテツアカデミーを新たに開講するなど、関連産業のさらなる振興の加速化を目指すため、また生産性向上が期待される農業分野において、IoT技術の導入と普及の取り組みを強化するため、産業創造課と環境農業推進課の体制をそれぞれ強化することとしております。

また、③のとおり、新食肉センターの整備が本格化することなどから、畜産振興課の体制を強化するとともに、資料の右側でございますが、④のとおり、本県が誇る海洋資源を生かした海洋レジャーや遊漁等のサービス業をさらに創出することによりまして、漁業者の所得向上や若者の定着を促進するため、水産政策課の体制を強化することとしております。

続きまして、取引の範囲のさらなる拡大の柱でございますが、①のとおり、輸出や海外展開の取り組みを一層本格化するため、地産地消・外商課内に輸出振興室を新たに設置するとともに、防災関連産業・製品のさらなる海外展開を図るため、工業振興課の体制を強化するなど輸出振興体制を強化することとしております。

6ページをお願いいたします。担い手育成・確保策の抜本強化といたしまして、平成27年に先行開校しております林業学校について、①のとおり高度で専門的な人材を養成する三つの専攻課程を設け、4月に県立林業大学校として本格開校いたします。このための体制強化を行います。

続きまして、日本一の健康長寿県構想に関しましては、第3期の3回目のバージョンアップへの対応として、特に地域の医療・介護・福祉等の資源を切れ目ないネットワークシステムでつなぐ、高知版地域包括ケアシステムの構築を強力に推進することとしております。このための体制強化として、①のとおり五つの福祉保健所にシステム構築の責任者として、地域包括ケア推進監を新たに配置いたします。また②のとおり、障害保健福祉課につきましては、障害児・者関係施策におけるニーズの増大や多様化に的確に対応するため、障害福祉サービスや発達障害など障害児への支援等を所管いたします障害福祉課と、精神保健福祉業務や障害者の就労支援を所管します、障害保健支援課に再編をさせていただきたいと思っております。

6ページ右側のその他でございますが、①のとおり、平成26年9月の広島豪雨を受けた

法改正の対応としまして、土砂災害の恐れのある区域についての基礎調査等を推進するため、防災砂防課内に土砂災害対策推進室を設置することとしております。このほか、各種課題への対応強化や、⑤にございますが、計量検定所を工業技術センターに統合するなど、簡素で効率的な組織体制を図るための改正を行っております。

以上のような県の組織改正に加えまして、先ほど説明を飛ばし飛ばしにさせていただいた部分でございますが、今回は特に県の施策と密接に関連のある公社などの関係団体についても、県職員の派遣などにより体制を強化することによりまして、県庁と一体となって、各主要施策に強力に取り組む体制づくりを推進しているところでございます。また、資料には記載しておりませんが、職員数につきましては、県政運営指針に沿って、知事部局3,300人体制を維持する見込みであります。

次の7ページをお願いいたします。今申し上げました組織改正を図で示したものでございます。先ほど御説明しなかった部分でございますが、総務部の統計課につきましては、県の統計だけではなく、国、民間の統計も含めて分析する機能を高めるとともに、その分析結果を県の各施策に生かすよう分析機能を強化することとしておりまして、これに伴いまして名称を統計分析課に変更をするものであります。また健康政策部、国保指導課につきましては、国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に移行するというに伴いまして、県も市町村とともに国保を運営するため、名称を国民健康保険課に変更するものであります。

次の8ページをお願いいたします。4月からの知事部局の組織機構の一覧を掲載してございます。黒字に白抜きの箇所が、今回組織の名称変更や再編があった所属となっております。右下にありますとおり、今回の県の組織改正によりまして、来年度の知事部局の所属数は本課が一つ増えて92課、出先機関は64機関で変更はございません。組織改正の説明については以上でございます。

続きまして、総務部に関係する予算について総括して御説明いたします。まず平成30年度当初予算でございますが、お手元の資料②、議案説明書当初予算の7ページをお願いいたします。

一般会計の総務部予算総括表でございます。平成30年度の列の1番下の計でございますが、総額で1,228億3,631万2,000円をお願いしております。

このほか三つの特別会計がございます。751ページをお願いいたします。収入証紙等管理特別会計で税務課所管分として12億6,055万8,000円。また、次の768ページ、県債管理特別会計で940億8,525万円。また、771ページ、土地取得事業特別会計で管財課所管分として10億4,132万7,000円をお願いをしております。それぞれの詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

次に、補正予算でございます。お手元の右上に④とあります議案説明書補正予算の5ペ

ページをお願いいたします。一般会計の総務部補正予算の総括表でございますが、補正額の列の1番下の行、総額で12億6,976万6,000円の減額をお願いしております。

このほか特別会計がございます。366ページをお願いいたします。収入証紙等管理特別会計で1億5,367万3,000円の増額。次に、375ページ、県債管理特別会計で6億9,640万4,000円の減額をお願いしております。それぞれの詳細については担当課長に説明をさせます。以上が、予算の概要でございます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。お手元の資料⑤、条例その他の表紙をおめくりをいただきまして、目録をごらんをいただきますでしょうか。この中で、総務部からは、第42号、第46号から第50号までの6件の条例議案と第97号になりますが、その他議案1件を提出させていただいております。それぞれの詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

次に、報告事項でございます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスがついている資料、表紙に報告事項と記載のある資料でございます。今回、御報告をいたしますのは、人事課から高知県名誉県民の顕彰についてでございます。詳細については、後ほど担当課長に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の開催状況について御説明いたします。審議会等という赤いインデックスが張ってあります資料でございます。表題に主な審議会等の状況、総務部12月15日から3月8日と記載している資料でございます。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、2月20日に開催いたしまして、要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する審議や、高知県個人情報保護条例の改正に向けた検討状況の報告が行われたところでございます。

次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、2月23日に開催し、一般社団法人高知県子ども会連合会の変更認可申請について答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、2月15日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し、1件について答申の決定がなされております。

次に、高知県特別職報酬等審議会でございます。1月11日に第1回を開催し、事務局から他県の特別職の報酬や、退職手当の支給基準の改定状況等の説明をし、審議いただきました。また、2月1日に第2回を開催し、第1回に引き続いて審議を行うとともに、審議結果の取りまとめを行い、同日に答申が決定されたところでございます。

私からは以上でございます。

〈秘書課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に秘書課の説明を求めます。

◎西森秘書課長 秘書課でございます。平成30年度の当初予算につきまして御説明をさせ

ていただきます。お手元の資料②、議案説明書の当初予算 8 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。平成30年度の秘書課の歳入予算については、総額128万9,000円を計上しております。これは、知事の出張に係る、国などからの旅費の受け入れがほとんどであります。

9 ページをお願いいたします。秘書課の歳出予算額は、上段の総務費と書かれた本年度欄にありますように、総額 1 億3,946万7,000円を計上をいたしてございまして、対前年度比98.2%、256万2,000円の減でございます。内訳ですけれども、特別職給与費が4,072万6,000円となっております、これは知事と副知事の給与費でございます。

次に、人件費の7,700万5,000円は、秘書課の職員の10名分の給与費でございます。

それから、その下の秘書費の2,173万6,000円でございます。まず、警備委託料としまして、94万4,000円を計上しておりますけれども、これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

次の設備整備工事請負費ですけれども、内容は知事公邸の庭園にポール灯が 3 台あるんですけれども、経費節減を考えまして、現在の水銀灯からLED電球に交換する工事に要する経費でございます。

最後、事務費といたしまして、2,052万2,000円を計上いたしてしております。内容につきましては秘書課の非常勤職員の人件費のほか、秘書業務の事務経費や旅費でございます。対前年度比は、140万6,000円の減となっております。主な理由としましては旅費と知事公邸の修繕費用などを精査し、減額をしたためでございます。それから、この予算以外に知事と副知事の交際費といたしまして、財政課が所管します財政費の中に、交際費として171万円を計上いたしてしております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（な し）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎松岡政策企画課長 政策企画課でございます。当課の平成30年度の当初予算案と、平成29年度補正予算案について御説明させていただきます。まず平成30年度当初予算につきまして、右肩に②とあります高知県議会定例会議案説明書当初予算の11ページをごらんください。

まず、歳入について御説明させていただきます。9款国庫支出金の1目総務費補助金の右端の説明欄、国宝重要文化財等保存整備費補助金540万円につきましては、文化庁の補助事業に係る国庫補助金を計上してございまして、教育委員会文化財課に配当替えを行い執行

するものでございます。詳細につきましては歳出の中で、後ほど説明をさせていただきます。

次に、14款諸収入の5目総務部収入93万9,000円につきましては、東京事務所の職員の借上げ宿舎に係る本人負担分の共益費などを計上しております。

次に、歳出につきまして、12ページをごらんください。1番上の列にございます当課の平成30年度当初予算の総額は3億8,962万4,000円、平成29年度の当初予算額と比較しまして327万8,000円の増額となっております。

主な予算につきまして、右端の説明欄に沿って説明をさせていただきます。2の政策企画総務費につきましては、庁議及び政策調整会議の運営や政策提言活動など、県行政の全般調整に係る経費を計上しております。そのうちテレビ会議システム保守委託料は、県庁、東京事務所及び大阪事務所を結び、テレビ会議を実施するためのシステムの保守を委託するものでございます。

次の明治150年記念式典実施委託料、700万1,000円は、明治改元から150年を迎えることを記念いたしまして、本県から輩出されました先人の功績をたたえ、その志を学ぶことにより、県民が郷土への愛着と誇りを胸に、みずからの志について考えていただく機会をつくるとともに、未来を切り開く人材の育成につなげていくことを目的としまして、本年11月11日に高知市布師田のちばさんセンター大ホールで式典を開催するための経費でございます。

前回の明治100年に実施した記念式典は、昭和43年11月15日に土佐女子高校の講堂で開催しまして、名誉高知県人第1号である司馬遼太郎氏を含めた功労者3人の表彰のほか、司馬遼太郎氏による講演などを行ったところです。今回の式典は幕末、明治期に活躍した土佐の偉人の功績や、その志について県民の皆様理解を深めていただくための場とするとともに、来年度から強化し出します人材育成プランの成果を発表をしていただく場にもしていきたいと考えています。

お手元の総務委員会資料補足説明資料の政策企画課のインデックスの1ページ、表題に明治150年記念人材育成プランの推進と記載のある資料をごらんください。後ほど教育委員会のほうから説明があると思いますが、まず初めに明治150年を機に強化いたします人材育成の取り組みについて、簡単に御説明をさせていただきます。資料の上段左側に、背景・ねらいの欄がございます。来年度は明治150年を機に未来を担う若者の育成を強化し、幕末、明治期に活躍した土佐の維新から、時代の先を見通したものの見方や考え方を学ぶ場を新たに設けることで、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げて未来を切り開く人材の育成につなげていくこととしております。

具体的には、資料の下段左半分に記載がございますように、郷土の偉人を取り上げた副読本等の活用による基礎学習や、事業や行事を活用して幕末維新博の会場や地域の史跡な

どに出向いてフィールドワークを行う地域学習。さらには公民館や、オーテピア高知図書館と連携して学びを深める取り組みや、薩長土肥4県の高校生が交流して協働学習を行うことなどによりまして、県内の小中高校生が幕末、明治期の土佐の先人の活躍や志を学び、志や目的を持った生き方を考える機会を設けることを計画しております。

あわせて、資料の下段中ほどから右にかけて縦書きで記載がございますように、こうした学習の成果を新聞や感想文、標語など多様な作品にまとめて応募していただくコンクールを開催し、優秀作品の展示や発表などを行うことで、一連の学びの成果や意義を、地域の大人も含めて共有、周知、啓発する取り組みも予定しているところです。

その右に記載しております、11月11日に開催を予定しております明治150年記念式典では、こうした取り組みを踏まえまして、幕末明治期に活躍した土佐の偉人の功績や、その志について県民の皆様を理解を深めていただくための記念講演を実施することに加えまして、子供たちの学びの成果であるコンクール応募作品の中から選ばれました優秀作品を表彰発表する、成果発表フォーラムを同時開催したいと考えております。

こうした取り組みによりまして、志を学ぶ成果や意義を県民の皆様と共有してまいりますとともに、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げて未来を切り開く人材の育成にもつなげてまいりたいと考えております。先ほど申しましたように、当課に予算計上しておりますのは明治150年記念式典に係る委託経費701万円となっております。

右肩に②とあります、高知県議会定例会議案説明書当初予算の12ページにお戻りください。次の、地方行財政調査会負担金は、地方公共団体を会員とします一般社団法人地方行財政調査会の会費でございます。同調査会が行います行財政等に関する調査結果を、さまざまな行政資料として活用しているところであります。

次の3、連携推進費につきましては、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みや、全国知事会、四国知事会などの活動経費、また四国4県の連携を推進するための経費などを計上しております。このうち札所寺院調査等委託料は、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向け、県内の札所寺院が文化財として史跡指定を受けるために必要となる、文化財調査や測量調査を行うための経費でございます。

四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けた取り組みについては、少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。お手元の総務委員会資料補足説明資料の政策企画課のインデックスの2ページ。表題に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録に向けた取り組みと記載のある資料をごらんください。

まず1番上の枠の経緯をごらんください。世界遺産登録に向けました取り組みは、平成18年5月に文化庁が世界遺産登録に必要な国内リストである、暫定一覧表への地方提案を公募したことに始まっております。これに対しまして、平成18年に四国4県共同で、平成19年には四国4県に加え、関係市町村が共同で文化庁に対し提案書を提出いたしました。

平成20年に文化審議会の世界文化遺産特別委員会で審議された結果、暫定一覧表への記載は見送られましたものの、候補の文化資産としては1番高いカテゴリーでありますI aの評価を受けたところであります。その際、その下に記載してありますように、①構成資産の文化財の指定・選定を含めた保護措置の改善・充実に向けた取り組み等が不可欠であること。世界史的・国際的観点から見た顕著な普遍的価値を持つことの証明が必要、という二つの課題が示されたところであります。これを受けまして、次に矢印の下の枠組みの推進体制にありますように、平成22年には関係する4県、58市町村、NPO、大学、国の機関、霊場会、経済団体等の34団体が集結しまして、世界遺産登録推進協議会を設立いたしました。そしてその下の枠組みにございますように、平成25年には、平成28年度の世界遺産暫定一覧への掲載を目指すという中期目標を設定し、取り組みを進めてまいりました。

具体的な取り組みとしましては、まずその下、左の枠組みの①資産の保護措置については、各県1カ所以上の遍路道と札所寺院を史跡に指定し、史跡指定を重ねることで構成資産の充実を図ることとし、順次調査を実施してまいりました。札所寺院につきましては県が調査を実施することになっておりまして、右の取り組み結果にございますように、県においては平成26年度から高知市の竹林寺と土佐市の清瀧寺の調査を実施し、平成28年度までに両寺とも調査を完了いたしまして、現在文化庁への史跡指定の意見具申に向けて関係者との調整を行っているところであります。

また、遍路道につきましては、市町村が調査をすることになっておりまして、平成26年度から土佐市の青龍寺道、平成27年度から高知市の五台山道の調査を実施し、平成28年度までに両道とも調査が完了し、青龍寺道につきましては平成28年10月に国の史跡に指定されております。

左の枠に戻っていただきまして、課題②の普遍的な価値を持つことの証明につきましては、推進協議会の中に設置されております普遍的価値の証明部会を中心に調査研究などの取り組みを実施してまいりました。

次に、矢印の下の枠組みをごらんください。平成28年8月8日、それまでの成果を取りまとめまして、新たな提案書を文化庁に提出いたしました。現時点では残念ながらまだ暫定一覧表の見直し等について、文化庁からの情報はございませんが、左下にありますように平成28年10月には文化庁から、構成資産の保護措置の促進など、記載内容への補足説明等を求められたところであります。

右の枠をごらんください。こうした指摘に対応し、これまでの取り組みをさらに加速するために、まず四国4県において本年度から平成38年度までの10年間で、計画的に調査を実施することといたしまして、県では八十八箇所寺院全てを、市町村では遍路道のうち指定される可能性の高い約220キロメートルを調査し、史跡または名勝指定を目指すことといたしました。本県においては、県内16札所のうち調査が完了した2札所を除く14札所の寺

院の調査が必要であります。平成29年度は最御崎寺の測量調査を実施しております。平成30年度は、この最御崎寺の文化財調査と、新たに金剛頂寺の測量調査を実施することとしております。平成31年度以降も札所寺院や所在市町村と協議をさせていただきながら、順次調査を進めていく予定となっております。

また市町村が調査を行う遍路道につきましては、県内約30キロメートルのうち、既に指定されているものや調査が完了した約6キロメートルを除く、約24キロメートルの調査が必要となっております。調査を実施いただく関係市町村には、既に計画を御説明させていただいております。引き続き調査への理解と実施をお願いするとともに、調査に当たっては、本県の文化財課が技術的なサポートを実施してまいります。

左の枠に戻っていただきまして、下段の顕著な普遍的な価値の証明等の指摘につきましては、推進協議会の普遍的価値の証明部会において、有識者による専門的・学術的な研究等を継続していくなど、各部会を中心に引き続き対応を行ってまいります。今後とも関係者等と協力し、こうした取り組みの実績を積み重ねながら、世界遺産暫定一覧表への記載を目指してまいりたいと考えております。

右肩に②とあります、高知県議会定例会議案説明書当初予算の12ページにお戻りください。次の四国知事会分担金と全国知事会分担金は、それぞれの活動運営に要する経費に対する分担金であります。

13ページをごらんください。四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し一体として取り組むことによりまして、四国の総合力の向上や効率的な対応が期待できます事業に対して、4県が均等に負担するものでございます。

次の、日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県を初めとします13県知事で構成されます、知事同盟への負担金でございます。

次の、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合負担金は、本県を初めとする全国74自治体で構成されます自治体連合への負担金でございます。当自治体連合は、平成29年度にふるさと納税制度の健全な発展を目指して発足したもので、制度の理念、趣旨の啓発やふるさと納税に関する優良活用事例の研究、検証などを行っているところです。

次に4、こうちふるさと寄附金事業費につきましては、こうちふるさと寄附金制度の広報経費や、寄附をいただいた方へお贈りする記念品に係る費用などを計上しております。このうち記念品配送等委託料は、記念品の調達や発送業務などを県内の事業者へ委託するものでございます。この委託料につきましては契約期間を6月から翌年の6月までとしておりまして、後ほど説明いたします債務負担行為も計上しております。平成30年度予算の268万9,000円は、平成29年度の債務負担行為の現年化分26万8,000円と、ことし6月からの契約分242万1,000円を合わせた額となっております。

次の、寄附情報管理システム保守等委託料は、こうちふるさと寄附金の寄附情報を管理

するシステムの保守等を委託するものでございます。

次に5、東京事務所管理運営費につきましては、東京事務所職員17名の人件費のほか、事務所の賃借料、また職員宿舍の借り上げ料などを計上しております。

6の東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用や、企業誘致、観光客誘致などに係る活動経費を計上しております。このうち、パンフレット配布等委託料につきましては、首都圏で開催されます観光イベントや物産展などにおいて、本県の観光情報の周知を図るために行っております、来場者へのパンフレットの配布業務や事前の準備作業を外部委託するものでございます。

15ページをお願いいたします。先ほど説明しましたように、こうちふるさと寄附金の記念品の調達発送の委託については、契約期間を本年6月から来年6月までとしておりますことから、平成31年4月から6月までの委託料16万2,000円について、債務負担行為をお願いするものでございます。当初予算の説明は以上であります。

続きまして、平成29年度2月補正予算について御説明をさせていただきます。右肩に④とあります、高知県議会定例会議案説明書補正予算の6ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、7款分担金及び負担金の1目総務費負担金106万9,000円は、東京事務所に勤務いたします香南市からの交流職員が利用しております職員借り上げ宿舍の家賃及び共益費の一部に係る香南市からの負担金でございます。

次に、9款国庫支出金の1目総務費補助金77万9,000円の減額は、当初予算でも御説明しました文化庁の補助事業に係る国庫補助金の減額をするものでございます。詳細につきましては、歳出で御説明させていただきます。

次に、11款寄附金の2目特定寄附金に、本年度のこうちふるさと寄附金の収入見込みを計上させていただいております。あわせまして、こうちふるさと寄附金基金の運用益を、中ほどの10款財産収入の2目利子及び配当金に3万2,000円を計上しております。

次に、14款諸収入につきましては、東京事務所職員の借り上げ宿舍に係る本人負担分の共益費の増によるものでございます。

次に、8ページをごらんください。歳出でございます。右側の説明欄、1の政策企画総務費につきましては、不用見込みの事務費を減額するものでございます。

2の連携推進費の札所寺院測量調査等委託料につきましては、史跡指定を受けるため教育委員会文化財課に配当替えをし、室戸市の最御崎寺の測量調査を行っているところでございます。文化庁の調査官もオブザーバーとして参加をいただいております、札所詳細調査検討委員会におきまして調査内容を改めて精査した結果、当初の想定よりも絞り込みが図られたというふうなことから、不用額を減額するものでございます。この事業は国庫補助金が2分の1充当されておりますので、歳入においても同様の減額をさせていただいております。

3の、こうちふるさと寄附金事業費のうち記念品配送等委託料につきましては、記念品の調達発送業務を委託するものでございまして、今年度の寄附状況をもとに減額を行っております。

次に、9ページをごらんください。寄附情報管理システム保守委託料につきましても、不用見込み額を減額するものでございます。

4の、東京事務所管理運営費のうち市町村派遣職員費負担金につきましては、香南市からの交流職員の給与相当額を負担金として、香南市に支出するものでございます。

次に、事務費につきましては、職員数の減等による職員宿舍の借り上げ経費の不用額などを減額するものでございます。

最後に5の、こうちふるさと寄附金基金積立金につきましては、先ほど歳入で御説明しました、こうちふるさと寄附金とその運用益を基金に積み立てるものでございます。

以上で、政策企画課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 12ページの明治150年記念式典実施委託料の関係です。トータルではこれだけの事業があるけれども、政策企画課が予算計上しているのは式典の分だけと。あとのほぼ1,000万円ぐらいが教育委員会と私学・大学支援課分が若干あると思うんですけど。これだけで700万円という予算なんですか。

◎松岡政策企画課長 当日の会場借り上げとか、ちばさんセンターのホール使用料、音響、司会者等、そういったものを含めて全部で700万円となっております。

◎坂本（茂）委員 査定前の予算見積もりの段階では350万円なんですけれども、倍増するということは、よほど350万円の見積もりというのは低かったということですか。

◎松岡政策企画課長 当初は音響施設とか、場所もまだ検討状況でございまして、できるだけ安いところでできないかとかいうふうなことで、正庁ホールなどを考えていたのですが、やはり一定、県民の方にも来ていただくということも考えて、最終的に精査もし、この額になりました。なお、業者から見積もりもいただいたのですが、県庁内のいろんなイベントがありますので、その部分も単価で全て確認させていただいて、絞り込みをかけた金額がこちらの金額となっております。

◎坂本（茂）委員 多分、プロポーザルで随意契約ということになると思うのですが、この記念式典を初めとした、明治150年記念事業そのものを、本会議の場でも塚地議員がどういうふうに捉えるかということについて、少し苦言を呈した部分もあったと思うんですけども。そういう意味では、どのような内容になるかによっては結構物議を醸すようなことになりかねない式典になるのではないかということも懸念されるのですが。例えば高知県なんかでいうと、本来自由民権運動の発祥の地といいながら、明治維新时期における自由民権運動がどういうふうな扱いをされてきたかということを考えたりしたときに、何を大

事にした事業にしていくのかということによっては、県民の意見を二分するようなことにもなりかねないというふうに思うんですけれども。これから、式典の内容とか、プロポーザルにしても一定の仕様書は出すんでしょうから、そういうことに関して、どのような視点でやっていこうと考えられているか、お考えがあったら聞かせてください。

◎松岡政策企画課長 明治のときの高知県というのは、ほかのところも多分そうなんですけど、高知にいながら国のことを考えていったというふうな部分、知事も答弁とかでよくお話をしてるんですが、まさにそのような、高知にいながら、当時としては日本国という概念がない中で、全国のことを思いながら、いろんなことに奔走したというふうなことを、まずは講演会の中で検証していただくという部分が一つかと思います。それと今回もう一つのメインが次の若い世代に、昔の高知県でこういうふうなすばらしい先人たち、先達の方たちがいたということを手伝っていただきながら、それを自分たちにどう落とし込んでいくかという場にしたいというふうな、二つを考えております。具体的には、当然教育委員会とか関係者の方と、講演の内容については打ち合わせをしていく中で決めていきたいと考えておりますが、今のイメージはそのような感じで考えております。

◎坂本（茂）委員 講演も誰を講師にして、どういうテーマでやるかというようなことを含めて、相当意見というのはあろうかと思うんです。ですから、そこは本当にぜひ県民の意見を二分するようなことのないような、そういうふうな視点をきちんと持って臨んでいただきたいなというふうに思うんです。それで、もう一つ内閣府が、都道府県における明治150年関連施策というのを取りまとめているんですけども、その取りまとめでいくと、高知県はいわゆる志国高知 幕末維新博の地域会場等の歴史資源、磨き上げ資源ということになっているんですよ。けど、この事業は、それとは若干趣が違うというふうになっているんですけれども、これは中間取りまとめですから、今はどういうふうに変っているかは別にして。その中でも、高知県の施策、一つはデジタルアーカイブ化のことの取り組みなんかの分野に入っていると。昨日の本会議、1問1答の中でも取り上げられていたかと思うんですけれども、その辺のところ、いわゆるこれだけなのか、これ以外にも明治150年関連事業の一環として国がやろうとしているのはほかにもあるのか。

◎梶総務部長 御指摘をいただいた中間まとめは、その前提として国は明治150年というこの1年を、記念すべき1年だというふうに位置づけられておりまして、関連する事業を幅広くやってほしいという位置づけをしておりますが、それで何か、国が採択をするから補助金をくれるとか、そういった類いのものではございません。自治体側が明治150年関連でこういった事業をやりますということ国にエントリーをし、国がデジタルアーカイブですとかそういった区分、仕分けをして整理をしているものでありまして、私どもがデジタルアーカイブをつくりますということで、そこに整理をされたものではございません。ほかに何かあるかでございますけれども、まだ今後、追加で私どもから国に報告する機会が

あると思いますので、何を報告するかまだ決めていないところではございますが。当然、今御審議をいただいております明治150年記念人材育成プランにつきましても、国に報告することにはなると思います。そのほかで何かというのは、これは当初予算に盛り込まれたもので明治150年の関連といえるようなものがあれば、合わせて整理をしていくということになろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員 先ほど、昭和43年11月に明治100年の事業をやっていると。今回も11月11日というのは何か、そのころにやりなさいみたいなことがあるんですか。

◎松岡政策企画課長 国のほうからはできるだけそういうふうな、盛り上げようというのはあるんですけど、いついつこうこうしなさいというのは全くありません。会場と、それから皆さんが集まれる日とかいうふうなこと考えると、あと教育委員会もいろいろ行事がありますし、先ほど言いましたように、4県の高校生の協働学習の日程を繰っていくと、11月11日が1番いい日ではないかというふうな格好で今予定をしております。

◎坂本（茂）委員 国会議員の中に、実は11月3日の文化の日を明治の日にせよという動きがありますよね。そのことと関連させている11月なのかなと思ったりしたのですが、そういうことではないということですね。

◎梶部長 違います。

◎坂本（茂）委員 明治100年の記念事業をやったときの総理大臣が佐藤栄作。今回も山口県出身。たまたまなのかどうかわかりませんが、ぜひ、先ほど私が言わせていただいた、余り県民の意見を2分するような事業にならないように、高知県の先人が何をしてきたか、我々がそれを改めて学ぶ、そういうこととしてスポットを当てていくということの中で、自由民権運動に着目した、高知県の歴史に学ぶようなことにしていただけたら、非常にいいかなというふうに思いますので。

◎三石委員 式典はもちろん成功させないといけないですが、その式典だけで終わって、一過性で終わらせてはいけないことなんです。この説明にもあるように、明治150年記念人材育成プランの推進ですから。背景・ねらいもちゃんとここに書かれているので。基本は教育委員会、私学・大学支援課との連携も非常に大事になってくるので、そのあたりは今までどのような連携、情報交換をされてこられたのか。それから、次年度以降の取り組み継続に活用ということがあります。繰り返しになるけど、式典だけで終わって一過性になると、本当にもったいないところ、そのあたりのことは、どのように思われていますか。

◎松岡政策企画課長 今回の一連の協議については、秋口から私学・大学支援課、教育委員会とともに協議をしてきております。例えば、この副読本の部分から以降の話であります。全て当然私学にも声をかける、配布もしていくというふうな格好で、足並みをそろえながら取り組みをしているところです。それと、この事業というのは明治150年を機に強化するというものでありまして、来年度以降も続ける、来年度が初年度ということでござ

います。例えば、今回のこの記念フォーラム等々の成果につきましては、先ほどの説明資料の右に書いてございますが、取りまとめ、全校に配布するなど、こういった取り組みを継続的にすることで、次世代を担う若者の育成を強化していきたいと考えております。

◎三石委員 ですからここへ、背景・ねらいと書かれています。もう非の打ちどころがないというか、まさにこうあってもらいたいし、こうあるべきだと思うわけです。だから、繰り返しになるからもう言いませんけれども、一過性で終わらないように、次に継続していけるような取り組み。これをお互いに連携を取り合って、やっていってほしいということをお願いしておきます。

◎土居副委員長 八十八箇所の世界遺産登録に向けた取り組みについて、平成22年に登録推進協議会ができて、ぐっと取り組みがこれで進んでいくということなんですが、現状見たら、相当に息の長い取り組みというのが求められるわけで。その中で、まずは世界遺産暫定一覧表への記載を目指すということなんですけれども、当面目指す中で、4県がこの10年間に全札所の史跡指定、220キロの指定を目指すということですけど、ここまでやれば世界遺産登録になるんですか。それとも一覧表への記載を目指すための取り組みなんですか。

◎松岡政策企画課長 文化庁とも協議をしておるんですけど、ここまで行けば大丈夫というものはなかなか示されません。やはりこの札所寺院というのは、我々の考え方として、世界遺産登録には当然向けて登録をしてほしいんですけど、登録されなくても次の世代にしっかり残していかななくてはならない財産でありますから、まず保護措置はしていかななくてははいけない。なおかつ、やはり一覧表として取り上げてもらうためには、地元ももっともっと取り組みを加速していかなければならないというふうな、今回指摘も踏まえて、10年間で改めて計画もつくり、それを国にもお示しし、地元としてもしっかりやっているという姿勢を見せるという格好で、今回10年間で4県で足並みそろえてやっていこうということになっております。

◎土居副委員長 取り組み自体は平成22年から始まって、現状3カ所、遍路道は18キロということですけど、札所自体の協力体制はどんな状況なんでしょうか。

◎松岡政策企画課長 八十八箇所霊場会も、この推進協議会のほうに入っただいていますので、基本的に取り組みの方向性というのは合意を得てるというふうに考えております。ただ、この史跡指定を受けるということは、修繕等に国費が入るというメリットがある一方で、個々の寺社によって違うんですけども、例えば少し改築するとかいったことに逆に規制がかかってくる部分もございます。そういった意味で、調査に入ることに、事前に札所寺院の方ともう一度どういうふうな格好になるかということ、話しながら進めていかななくてははいけないという実情もあって、基本的に皆さんこういうふうな取り組みについては理解をされていますが、少し札所寺院からすると、逆にどんな規制がかかるのとい

うところとメリットの部分が、個々に状況が違うので、それはその都度判断をしたいというお声も聞いております。

◎土居副委員長 既に指定もされている部分が札所にも遍路道にもあり、指定選定を含めた保護措置の充実ということが求められているんですけど、維持管理等で何か課題になっているところはありますか。

◎松岡政策企画課長 特に遍路道のほうが、例えば草刈りだとかいうように、今NPOの方々の協力も得ながら、また場所によっては小学生が作業でやってくれているんですけど、長期的に見るとやはりそういうところを、今後どういうふうに管理していくのかというのは一つの課題であろうかと考えております。

◎土居副委員長 長いスパンでやるとなると、相当財政的なもの、民間の協力というの必要だと思いますので、その辺注意して取り組んでいただきたいと思います。

◎吉良委員 ふるさと納税の自治体連合負担金ですけども、きょうも奨学金の問題で新聞紙上にありましたけれど、どのような施策がそれによってなされているのかということと。それから、最近私どものところに、品が届かないという苦情が来ているんです。そういうことをお聞きになっていないですか。

◎松岡政策企画課長 本県では環境を守るとか、次世代の子供のためにとか4分野で募集して、当然環境であれば清流の保全みたいな格好での事業に充当させていただいております。

二つ目の話なんです。県分ではなくて、市町村の部分で時々物が届かないんですけどもというふうなお話が、我々のところに来ることはあります。少し事情を聞いてみると、市町村のほうでかなり件数多くて、特に12月が多いこともございまして、12月にさばき切れなかったという部分で、市町村のほうの発送に手違いがあったというお話は何っております。

◎吉良委員 各自治体貴重な財源で、しかも極めて、奨学金もそうですけれども、有効な手だてを取っている市町村もあるわけですから。この自治体連合がどのような実務をなさっているのかわかりませんが、やはり調整もしながら、きちんと精査をしていくというような機能を果たさないと、かえって不信感でマイナスになるんじゃないかと思うんですけど。具体的に、これはどのような実務をなさっているんですか。

◎松岡政策企画課長 昨年4月に総務省から、返礼品に関して加熱している部分について少し、例えば3割程度にしましょうとかというふうな通知があったわけですけど、やはり国から言われるのではなくて、ふるさと納税という新たな制度なので、自治体側からこれを育てていきましょうという趣旨で各自治体が今集まっています。取り組みでいけば、その理念とか趣旨の啓発ということで、ふるさと納税とはこういうものですよというパンフレットやチラシをつくったりだとか、全国の優良事例みたいなもの、こういうふうな事業

に使っていますだとか、こんなやり方をしていますという事例を収集した、各自治体での情報共有だとか。あと、今インターネットで募集とかを結構しているの、そういったところと今後どのようにしていきましようという、比較的大きな話をこちらの連合会ではしております。一方で先ほど御指摘のありました、品物が届かないということは、ふるさと納税以前の信頼関係の部分がありますので。自治体も、別に悪気があってやっているわけではございませんけれど、結果として全体の中で不信を招くようなことがあったらいけませんので、そこは、我々のほうからもこういうふうなお電話があったので、しっかりフォローをしてあげてくださいというふうな一報もやっているところですので、その部分は県分も含めて、しっかり対応していきたいと思えます。

◎吉良委員 何せ多過ぎて、約束した物品が調達できないと。しかもその自治体でとれるものではなくて、ほかのところの産品も一緒に入れていて、どうも調達ができなかったみたいな御指摘があったので、ぜひそこら辺も相談に乗りながら、しっかりした対応をしていただきたいということを要望しておきます。

◎坂本（茂）委員 ふるさと納税の関連の部分で。補正で配送委託料を大きく減額していると思うんですけど、高知県は昨年見込んだほどのふるさと納税がなかったということなんでしょうか。

◎松岡政策企画課長 高知県、平成27年度まで順調に大きく伸びてきていたんですけども、正直ことしは減っております。これが何でかということも課内で分析したところではありますが、本県の場合、比較的品物の充実さという取り組みが早かったものですから、平成27年までずっと伸びてきていたのですが、その後、去年4月に、マスコミ等で大きく取り上げられたように、他県の品ぞろえがかなり充実してきたということで。以前は高知県、全国で17位ぐらいだったんですけど、今中位ぐらいに、もともとの位置がどうかわかりませんが、落ちてきたということが1点あるのと。もう一つ本県の場合、市町村より前に出ない、できるだけ市町村のほうに寄附が行くようにというふうな格好でやっています、返戻率、総務省の通知では3割ということになってございますが、本県の場合1割から2割と、高くても2割というふうな設定にしておりますので。例えばブタンとか非常に人気がある商品が、県分と市町村分とが1割対3割みたいな格好でいくと、市町村のほうへ流れるみたいな部分もあって、総体的に県分のほうが落ちてきているという状況にあるのかなというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 それでも予算から言えば、この減額分は相当多いのではないですか。

◎松岡政策企画課長 もう一つが、価格的に5,000円までとか1万円までと決めているので、年度年度で上下があります。金額的には去年が4,100万円余りあったものが、ことしは2,800万円弱ということで、金額的には25%ぐらいは落ちているんですけど、必ずしもその件数と金額と一致しないというところもありまして。逆に当初予算は、足りなくなっ

送れなくなると困りますので、若干少し多めに予算計上をさせていただいているという事情もございます。

◎坂本（茂）委員 去年の減額幅よりもさらに低いのが今年度の当初予算ですから。そういう意味で言えば、むしろすごく今回は低く抑えているというふうに言えると思うんですけど。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎信吉広報広聴課長 それでは、広報広聴課の説明をさせていただきます。まず、平成30年度当初予算につきまして御説明をいたします。資料②議案説明書当初予算の16ページをお開きください。

歳入について御説明をさせていただきます。10財産収入の1財産運用収入640万円は、県が保有しております民間放送局3局の株式の配当金でございます。14諸収入、8雑入の341万7,000円は、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。「さんSUN高知」につきましては広告を掲載しており、昨年決算特別委員会で民間広告を掲載することは、県の広報紙としてふさわしくないのではとの御意見をいただきました。このことについては、歳入確保の一環として引き続き掲載してまいりたいと考えております。しかしながら民間の広告を掲載する以上、その内容を精査した上でしっかり広告ということがわかるように明記してまいります。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。17ページをお開きください。平成30年度の当課の予算は2億5,400万円余りで、前年度と比較しまして約100万円の増となっております。また、右側の説明欄にあります、2広報広聴費1億8,169万2,000円の大半を占める広報活動費について、総務委員会資料議案補足説明資料の赤いインデックス、広報広聴課の資料により説明をさせていただきます。カラー資料の1ページ目をごらんください。

効果的かつ戦略的な広報活動を行うに当たり、県民世論調査の結果を踏まえ、広報効果のさらなる向上を目指して見直しを行っております。まず、資料の右下にあります。今年度の県民世論調査の結果について、県の広報活動をどういった手段で見たり聞いたりしたことがあるのかの質問に対し、県の広報紙やテレビ、新聞を手段として利用している方が前回調査の平成24年度と同様に高く、そのあと新聞、ホームページ、ラジオ、ツイッター、フェイスブックと続いております。また、見たり聞いたりしたことがない方については、前回調査と比較すると2倍以上にふえ、その約8割が10代から30代となっております。若い世代の方のいかに伝えるかが課題となっている中で、ツイッターやフェイスブックを活用した広報活動は、時代にマッチした広報媒体として積極的に活用していきたいと考えております。詳細は後ほど説明をさせていただきます。

県の広報紙については、県民の皆様にも最も利用されている広報媒体ではありますが、メッセージ性があるわかりやすい文章で、かつ目を引くような見出しやデザイン、レイアウトなど見やすさの工夫が必要、また専門用語などのわかりづらい表現はしないなどの御意見もいただきましたので、こういう状況を踏まえまして資料の左上にありますように、県民一人一人にしっかり伝えるため魅力的でわかりやすい紙面づくりに取り組むとともに、さらなる配布率の向上を目指して、市町村の配布委託料の引き上げを行うこととしました。

2 ページをごらんください。1 現状にありますように、現在29市町村に委託しております、その配布率の平均は平成29年度見込みで91.2%、委託単価については、高知市と南国市のみ1部当たり9.1円と他の市町村と差が生じております。なお、残る5町村は、その町村自体の発行する広報紙が毎月発行していないために、「さんSUN高知」の配布について委託はできないもので、その5町村の御家庭に対しては、事務費の中で新聞への折り込みにより配布を行っているところです。

こうした中、2の見直しの経過にありますように、平成29年2月議会において、市町村によって委託単価に差がある現状について御指摘もいただきましたことから、昨年3月、29市町村に委託単価に差があることについてお伝えした上で、配布状況や配布費用等に関する調査を行いました。委託単価に関しては、現行の単価で問題ないとしたところが21市町村、単価の協議を希望された8市町村にはその後ヒアリングを行い、格差をなくして統一すべきという一方で、納得いく理由があれば統一単価にする必要はないとの御意見や、実際の経費に見合った単価の引き上げが必要ではあるけれども、県の広報紙に係る経費を明確に算出することが難しいなどの御意見をいただきました。

また、11月には改めて29市町村に対しまして配布状況調査を実施し、配布していない世帯の把握を行いました。配布率90%を超えている市町村は、ほとんどが自治会未加入世帯に配布しております、未加入世帯に配布していない市町村の配布率は低く、自治会未加入世帯への配布の有無が配布率に大きく影響していることがわかりました。

また、市町村の配布に係る経費についても調査をいたしましたが、それぞれの市町村で仕分け作業や配送方法などがさまざま、標準単価の設定ができない状況もあり、統一単価にこだわらず、できるだけ多くの県民の皆様に「さんSUN高知」をごらんいただくために、配布率の引き上げを促す仕組みを検討してまいりました。その結果、配布率90%以上の市町村に加え、年度途中であっても自治会未加入世帯への配布などにより配布率が90%を超えた市町村は、高知市、南国市と同様の9.1円に引き上げることとし、配布率90%未満の市町村におきましても、新聞折り込みよりも配布率が高いにもかかわらず単価が安いのは好ましくないと考えまして、6.48円から新聞折り込み手数料と同額の7.02円に引き上げることといたしました。

市町村には、先月見直しの方向性を提案するとともに、次年度の配布見込み調査を行い

まして、委託対象の29市町村から改正案について同意をいただき、受託承諾書を提出していただいているところです。次の資料の3ページには、次年度の各市町村の配布見込み一覧表を載せております。

資料の1ページに戻っていただけますでしょうか。資料左上の広報紙「さんSUN高知」では、土佐の維新人のコーナーを設けており、これまで特集やピックアップの掲載内容に関係のある方や、さまざまな分野で頑張っておられる方を取り上げてまいりました。その方たちにスポットを当てることは、それを見て知った方々が自分たちもやってみようという意識の醸成にもつながるものと考えておりますし、高知の魅力は人だとも考えているところです。

昨年の決算特別委員会で、県の広報紙という公共性の高い紙面を使って、1企業の宣伝に受け取られることがないよう注意が必要、また県として伝えるべきことを優先するようにとの御意見を踏まえ、引き続き人選等には留意し、特集やピックアップの掲載内容に関係のある方を中心に掲載するとともに、見せ方についても特集等との関連性が見ていただく方にわかるように工夫を行ってまいりたいと考えております。

その下、新聞広告では、引き続き県の政策やお知らせなどを掲載してまいります。

その下、テレビ特別番組では、年間7本、産業振興計画や健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などの基本政策を中心に制作し、県民の皆様に県の取り組みをわかりやすくお伝えしてまいります。

その下の県のホームページでは、県の五つの基本政策などの周知や、知事定例記者会見の会見録の掲載、注目情報などを掲載してまいります。

資料の中央をごらんください。政策広報やイベント情報などを広く県民に伝えるために、まず毎週日曜日の朝に放送しております、おはようこうちでは、知事による政策広報の回数をふやして、県の取り組みを知事の言葉で県民の皆様に伝えるとともに、新たにおはようこうち3本分を30分に集約したダイジェスト版を放送することで、若い世代の方など、新たな視聴者の獲得を目指してまいります。また、本年度から実施しております。他県との番組枠の交換につきましても引き続き行っていき、高知県をPRしてまいります。

その下、テレビ読み上げでは、2局で週2回重点施策に関連するイベント等の読み上げ広報を行ってまいります。

その下、ラジオでは、同じく引き続き日曜日を除き、毎日お知らせ番組を放送してまいります。また、対談番組につきましては、県民世論調査の結果を踏まえまして廃止をすることとしまして、広報効果のさらなる向上を目指し、さきに御説明させていただきました、おはようこうちのダイジェスト版の放送や、後ほど御説明いたします、SNSを活用した県政情報の発信強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

資料の右側をごらんください。高知県の魅力を広く県内外に発信するために、まずSN

Sを活用した魅力ある政策広報を行ってまいります。このことについては、最初に県民世論調査の結果でも説明させていただきましたが、取り組みの強化を図るところでございます。新たな政策トピックスでは、五つの基本政策に関連した取り組みを年6回、県のホームページに掲載してまいります。また、若者層や県内外の方をターゲットに、SNSを活用した県政情報を発信するため、各部局の取り組みやイベントなどの情報発信を強化するとともに、新たに地域支援企画員による地域の情報を発信してまいります。さらに、食や風景、イベント情報などについての記事の作成、写真撮影の一部を民間事業者へ委託し、魅力ある政策広報を行ってまいります。

その下、こうちインターネット放送局では、知事の記者会見の動画配信や、おはようこうち、食、観光、移住などの広報番組を配信してまいります。

資料②、議案説明書の17ページにお戻りください。右側説明欄の下から三つ目、県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために毎年行っている世論調査の実施経費となります。

次の、受付案内業務等委託料は、本庁の玄関と県民室での案内業務や、代表電話の交換業務などを民間業者に委託するものです。なお、現在の受託事業者との契約期間が、平成30年度末までの3年間となっておりますので、来年度中に平成31年度からの委託業者の選定と業務の引き継ぎを行う予定で、委託料にはその引き継ぎ分も含んでおります。

ここで関連いたします債務負担行為について、御説明をさせていただきたいと思っております。19ページをお開きください。先ほど御説明いたしましたとおり、平成31年度以降の受付案内業務等を委託するための経費について、債務負担をお願いするものでございます。なお、新規事業者の参入を促すことによる競争性を確保するため、受託期間の見直しに加え、プロポーザル審査会への参加募集について、ホームページや広報紙等あらゆる広報媒体を活用しまして、十分に周知を図っていくとともに、過去に説明会に参加していただいた業者や、県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている業者などにも、個別に周知をしてまいりたいと考えております。

同じ資料の18ページにお戻りください。最後に、事務費としまして3,620万円を計上させていただいております。このうち3,430万6,000円は、先ほどカラーの資料で御説明しました広報予算に含まれておりますが、そのほかで最も金額が高いものとしましては、広報紙「さんSUN高知」の印刷費約1,900万円となっております。そのほか事務費としましては、「さんSUN高知」の新聞折り込み手数料や、県外向けの封入送料約290万円、新聞広告への紙面掲載料約1,200万円などが含まれております。また、官民協働の県政を進めていくために、知事への手紙や、対話と実行座談会、対話と実行行脚などの広聴活動に要する事務的な経費も含んでおります。県民の皆様からは地域の実情や課題など、これまでに多くの貴重な御意見をちょうだいしており、いただいた御意見は庁内で共有し、具体的な政策

の検討につながっているところです。平成30年度当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明をさせていただきます。資料④、議案説明書補正予算の10ページをお開きください。右の説明の欄になります。1 広報広聴費につきまして、300万円の減額をお願いしております。これは広報紙「さんSUN高知」の印刷費の入札残282万3,000円と、皇室関係費の報道のしおりの印刷費の入札残17万7,000円を減額させていただくものです。補正予算につきましては以上でございます。

以上で、広報広聴課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 市町村への「さんSUN高知」の配布手数料の件を質問させていただいたので、一つだけお話といたしますか。先ほどの説明だと、今回8市町村が上げてもらいたいという話で、残りの21市町村は現行のままでも構いませんというような1回目のヒアリングの後、いろいろ精査された上で、この配布率改正案ということで、15市町村7.02円ということですが、ちょっと気になったのは、「さんSUN高知」もそうなんですけれども、配布をお願いしている29市町村のそれぞれの市町村の広報紙と一緒に配っているはずなんです。県が単価を上げることによって、各市町村の単価もあわせて上げなければならないようなケースも発生しているのか、していないのか。またはそこを懸念して、市町村のほうで、そのままいいですというような話もあったのではないかと。その辺はどうですか。ヒアリングの中に何か出てきましたか。

◎信吉広報広聴課長 ヒアリングの中で、「さんSUN高知」の配布にかかる費用を算出はできますかということでお聞きしました。そうしましたら、市町村ごとにやり方が違っておりまして、先ほど委員が言われたように、各市町村の広報紙に加えて、いろんなチラシとか多くて10種類ぐらい一緒に入れて配布しているということをお聞きしております。その中で、「さんSUN高知」を取り出して、その分にどれぐらいかかるかというところの積算は、なかなかできないという話もございました。あと、統一単価にするというところについても、市町村ごとにやり方が違っておりまして、その部分の算出ができないというふうなことで判断をさせていただきました。

◎前田委員 各市町村それぞれの取り組みの中、簡単に申し上げますと、「さんSUN高知」が乗っかっている状況で、何とかお配りをお願いしている状況であることは間違いないと思うんですが。配布率をとにかく上げていく。90%未満のところ15市町村ということですが。主に自治会の未加入ということで記載がありますが、各市町村において、自治体の未加入であったとしても、不可能とはいえ県民でございます。自治会の皆さんにお配りはしているんでしょうけれども、こことのいわゆる整合性というか、お願いをしている立場でございますから、なかなか言いにくい部分でしょうけれども。じゃあ自治会に入っているか入っていないかによって、県の広報をとという部分の一定、この差が出ている現状

というのは、どのように整理をしたらよろしいのでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 県としましては多くの県民の方に広報紙をお配りして、県政情報を政策広報の強化としてお届けしたいということがありまして。やはり全戸配布を目指しておりますので。各市町村の直近の配布率を確認しますと、91.2%ということで聞いております。平均を目安とさせていただいて、そこを目指して、単価を設定させていただいたところなんです。

◎前田委員 自治会のところを、まだ現場で実際にお配りされている方とか、市町村の方とかとのいろんなやりとりあると思いますけれど、自治会に入っていることと県の広報紙が配布されることが、現状イコールになっていますけれど、その部分はやはり100%を目指すということでもありますので、もう少し伸びしろと捉えていただいて、その部分はなかなか手がつけづらい、解決しにくい問題は、現場の問題であるとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきますよう、あわせて要請をさせていただきます。

◎三石委員 「さんSUN高知」のところ、重点的に取り組んでいる施策を紹介、県からのお知らせとありますが、その下の新聞広告にも、重点的に取り組んでいる施策を紹介、県からのお知らせと。内容はどう違うのか。

◎信吉広報広聴課長 「さんSUN高知」のほうは、県の重点施策、政策を特集して記事にしております。新聞広告につきましては、同じく産業振興計画、健康長寿県構想、それから維新博等々、県民の皆様によくお伝えするという意味でやっております。

◎三石委員 「さんSUN高知」の内容と、新聞広告に出す内容というのは一緒なんですか。

◎信吉広報広聴課長 内容的に、大枠は一緒なんですけれども、新聞広告のほうは紙面も限られておりますので、そのときにお伝えしないといけないトピックを載せてお出ししているところなんです。

◎三石委員 新聞広告は1,300万円余りがついていますが、これは、年に何回ぐらい出しているんですか。

◎信吉広報広聴課長 平成29年度の実績見込みになりますけれども、14回です。段数で言いますと95段ということになります。新聞の一面が15段になっております。それを、内容によって2.5段、5段、15段という形で掲載をさせていただいております。

◎三石委員 14回の内容は、「さんSUN高知」に出している内容と一緒になんですよね。

◎信吉広報広聴課長 「さんSUN高知」に紙面の関係上、全部載せられないものもありますので、その分を同じ毎月1日の日に新聞を活用しまして、載せていただくというものも一つあります。それと自動車税の納付のときには、納付についての促進の記事を載せていただいております。

◎三石委員 「さんSUN高知」の場合はもう全戸配布を目標に一生懸命取り組みしてい

ますね。新聞広告、恐らく高知新聞だと思うんですが、高知新聞を取っている県民の戸数、大体何割ぐらいですか。

◎梶総務部長 そのものでありませんが、先ほど新聞折り込みで広報紙をお配りしている5町村があると言いましたけれども、その配布率は62%なんです。東洋町、奈半利町、田野町、馬路村、土佐町は、全世帯に占める高知新聞の折り込みで、「さんSUN高知」をお届けしているのが62%です。その5町村が全県と全く同じ平均だとすると、6割ぐらいになるということになると思います。

◎三石委員 何を言いたいかわかりますと、年間14回で1,300万円と言え、これは太いお金です。率、戸数で言うと6割ぐらいのものでしょう。予算つけ過ぎやないかというような気がするんですけど。費用対効果でどのような分析をされていますか。

◎梶総務部長 「さんSUN高知」は、課長が説明しましたように、どちらかといえばじっくり読んでいただける内容としておとって思っています、新聞広告は、ぱっと見てわかるようにということを心がけて編集をしております。「さんSUN高知」をじっくりお読みいただける方にとっては、新聞広告は同じような内容が載っているということになる方もいらっしゃると思うんですけれども。「さんSUN高知」で最も読まれているページがどこかといいますと、県立施設のお知らせですとか、県民の皆さんに対するイベント情報です。私どもは、実は1番読んでいただきたいのは、1番初めに載っている特集ページ。例えば産業振興計画がどうだ、幕末維新博でこういうことやっていますということをごらんいただきたいのですが、「さんSUN高知」のそのページを開いてお読みいただいている方が、アンケート調査の結果では余りいないと。一方でそういった内容で「さんSUN高知」も載せているんですけれども、新聞広告も併用することで、お伝えをするということのメリットは大きいと思っていますのと、もう一つ新聞広告のメリットは注意喚起であります。先ほど課長申し上げたような自動車税の納期が近づいていますというような話ですとか、あるいは県庁の組織改正でこういうことやりましたということは、「さんSUN高知」は編集に2カ月ぐらいかかりますので、組織改正が決まってからすぐお知らせしなければいけないようなことは新聞広告を使う意義もあります。委員御指摘のように重複する部分はございますので、効率的な執行には努めておるつもりですけれども、新聞広告のメリットはあると思いますので、引き続きこの予算で執行させていただきたいと思っております。

◎三石委員 14回で1,300万円は太い金ですよ。新聞の広告が高いのはよくわかっているけれども、効果的なことをやっていただくようお願いしたいと思います。

◎梶総務部長 御指摘のように高い金額、県民の皆さんの御負担で広告をさせていただいておりますので、効果的な広報を、今でもさせていただいているつもりではありますが、きょう御指摘をいただいたということも踏まえて、より効果的な材料と内容と、その両面にわたりまして、県民の皆様の御負担で広告させていただいているということを改めて肝に

銘じて、効果的にさせていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 関連で。補足説明資料の広報広聴課の3ページの一覧表ですけれども、高知市の配布予定数が101.9%、これはどういうことなんですか。

◎信吉広報広聴課長 これは住民票を移していない御家庭にも、配布をしているというふうに確認をしております。

◎坂本（茂）委員 ちょっと気にかかるのは、特に高知市内の場合は、マンションとかの集合郵便受けに入れると、取っていかない人が結構多いわけです。それは、割と賃貸マンションなんかだと、集合郵便受けの下に箱を置いていて、そこへ捨ててくださいとなっているわけです。そうしたら、そこへいっぱい「さんSUN高知」らが捨てられているというケースがあるんです。ですから、ちょっとそういうところは、ポストを見たらわかるというか、あるいはもう詰まってしまっているとか、そういうところにもまた押し込んでいるというのは非常にもったいない気もして。それが全体で例えば3,000ぐらいやから、高知市全体の16万から言えばそれほど大きい数じゃないというふうにも、配布してくださっている方の御苦勞を考えたら、大した数ではないというふうに見受けられるかもしれませんが。もう少し実数的なものが、なかなか高知市の場合変動も多いですから難しいかもしれませんが。配布率が100%を超えるというふうに数字として出てくると、ちょっといかなかなという気がしたりするんですけれど。

◎梶総務部長 課長申し上げたように、住民基本台帳には世帯として登録されていないんですけれども、実際におられる場合があります。そういった方にもお届けをする必要があるんだということで、100%を超えていると高知市から聞いております。一方で委員御指摘のように、集合住宅において、「さんSUN高知」と「あかるいまち」が残念なことになっているというような状況はあるというのは聞いておりますし、その問題意識は高知市も持っているというふうにお聞きしております。要は、私どもはお願いしている立場でございますので、高知市にとっても実際におられる方に配ることが大事なものですから、その努力は高知市が引き続きしていただけるのではないかと期待してるところでございます。

◎坂本（茂）委員 そういうことからいうと、先ほど前田委員が言われたように、一方で、じゃあ自治会に入っていない人は配らなくていいのかという問題がありますから。そこはもう明らかにおいでることはわかっていて、単に自治会に入っていないからということで配らないというのは、逆の意味でちょっと違和感が。そこはそこで改善をしていただくということで、お願いしておきたいと思います。

◎吉良委員 ツイッター、フェイスブックなどSNSを活用したというのは、結構なことなんですけれども、こちらの中に、テレビ番組はそのままアーカイブみたいにしてはめ込むことはできるのか。著作権の関係でできないんですか。

◎信吉広報広聴課長 ツイッターの中には、はめ込みという形は考えておりませんが、今

こうちインターネット放送局というところに動画を6チャンネル構えておりまして、そこに「おはようこうち」とか、知事の記者会見の様子とか、食、観光、移住情報などを配信しております。

◎吉良委員 私、決算特別委員会的时候にもアーカイブ化を要望したんですけども。番組そのものを、インターネット放送局だとかSNSへそのまま、よくYouTubeなんかで張りつけているでしょう。ああいうことはできないのか。それは著作権の問題があるんですか。番組そのものはどこが著作権を持っているんですか。放送した放送会社が持っているのか、それとも本県が持っているわけですか。

◎信吉広報広聴課長 「おはようこうち」に関して言いますと、利用権をうちのほうで購入しまして、2次利用させていただいております。

◎梶総務部長 「おはようこうち」はアーカイブと言えるかどうかわかりませんが、インターネット放送局に掲載をしていますので、YouTubeではありませんけれども、こうちインターネット放送局に必ず登録されるという状況です。

◎吉良委員 それならば、過去のものが同じ場所で全部きちんと見れるようなものにしていただければ、やはり興味のある方がいらっしゃいますので。政策的なことを含めてそういうふうな整理をしていただければと思います。

◎信吉広報広聴課長 こうちインターネット放送局の中には過去のものも入っておりますので、ここで対応させていただきたいと思います。

◎西森委員 「さんSUN高知」のことで、ちょっと教えてもらいたいですけれども。配布率90%以上と未滿とで単価が違っているということですが、90%というところに線を引いた根拠を教えてくださいませんか。

◎信吉広報広聴課長 去年の11月に調査をした数字が1番新しいんですけども、県内の配布率の平均が91.2%でありました。高知県としても配布率の向上ということは掲げておりますので。平均の配布率を保っていきたいというところで、これを目安にさせていただきました。やはり、それを下回る、80%とかそういった低い数字を設定しますと、配布率の向上というところにはつながらないというふうに判断をさせていただきました。

◎西森委員 平均が91.2%ということは、そこで線引きしてもよかったんじゃないかという気もするんです。どうして90%という数字になったのか。

◎信吉広報広聴課長 市町村にヒアリング、調査を行った中で、自治会への未加入世帯への配布をしていただいているところが大体90%を超えておりましたので、90%をラインにさせていただきました。基準を端数にするよりは、丸めたその90%というところでさせていただきました。

◎西森委員 この「さんSUN高知」の配布率が2月現在の見込みで92%ですか。これは県として100%を目指すんですか。どうなんですか。

◎信吉広報広聴課長 県としては全戸配布を目標にしておりますので、全部のところは100%を目指していただきたいとは思っております。数字の低いところは、自治体未加入世帯への配布がなされていないということが今回の調査でわかりましたので、各市町村、低いところには、自治会に入っていない世帯についても配布をしていただきたいということで、要請はしていきたいと思っております。市町村についても御自分のところの広報紙を全戸に配布するということでは、大変意義があるというふうには思っておりますので、市町村の広報紙、県の広報紙も全ての世帯に届くようにということで、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

◎西森委員 市町村の配布率と比べて、ほぼ同じという感じなんですか。市町村の広報紙と県の広報紙があるんですけども、市町村の広報紙の配布率と、県の配布率とに違いが出ているということはないですか。

◎信吉広報広聴課長 市町村の方には、別々の配布率を確認したわけではないですが、全部のところと一緒に同封してやっているということを知っておりますので、同じだというふうに考えております。

◎西森委員 先ほど100%を目指すけれども、市町村にお願いをしたいというところで、本当に県が目指すのであれば、それなりの目指すに見合う単価というのを考えていかないと、やはり難しいのではないかとこのふうには思います。本当に100%を目指すということであれば、そこは市町村の配布もあるでしょうし、市町村と話しながら、じゃあどれくらいだったら本当に100%になるのかとか、そのあたりをもっと市町村と色々な話をしていって、目指すべきじゃないかというふうには考えますけれど、どうでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 検討の経過の中で、県として全戸配布をしていこうというのはまず一つありますので。それを可能にする方法として、ほかの選択肢もちょっと考えました。市町村委託だけでは限界があるということは、もう数字を見たらわかりますので。例えばポスティングをして、県で一括で業者に入札をしてやるという方法も考えましたけれども、県内にそういった業者が見つからなくて、そこは断念したということです。

◎西森委員 確か郵便局なんかで、そういった全戸配布の部分もあったりすると思うんですね。よく議員が自分の議会だよりをつくって、各自治体への全戸配布を郵便局に一部当たり幾らでお願いをするとか、そういうことをされている方もいらっしゃいますけれども。だから、本当に100%を目指すということであれば、いろんな考え方というのは、それは、お金のことは後から出てくるものではあろうかとは思いますが。だから、行き渡らないところに対しては市町村と検討しながら、市町村の広報紙も、そういう中で一緒に配布ができるような形のもので、どういうふうに単価を抑えながら配布していくのかとかということも、もっと考えていってもいいのかなというふうに思いますけれど、どうでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 先ほど委員がおっしゃいましたのは、日本郵便のタウンプラスという仕様だと思うんですけども、これが一部32円ということで、県で試算をしましたら2億円ぐらいかかってしまいます。予算のこともありますし、ちょっとそこは難しいかなと考えているところです。

◎西森委員 結局はそこなんですよね。100%を目指すと言って、本当に目指すのであれば、100%に見合う予算をやはり組むべきだと思うし。できる範囲で100%を目指しますよというスタンスだということがちょっと、わかったわけですけども。本当に100%を目指すということであれば、先ほどから言ってますけれども、それに見合う単価をしっかりと出していけば、できていくんだろうなというふうに思います。一部30円であったとしても、例えば、市町村も広報紙を入れるわけですから。そこは、じゃあ市町村と半分ずつ出し合おうとか、いろんな考えのもとでできていく部分もあるのかなというふうには思います。

◎加藤委員 関連して。これ希望者には郵送していたのではなかったですか。

◎信吉広報広聴課長 希望者に広報広聴課から郵送しております。

◎加藤委員 コンビニエンスストアなんかにも置いていますし。どうしても欲しい方には郵送もされていらっしゃる。いろんな努力で触れ合う機会をつくっていただいていると思いますので。確かに、自治会に入っていない方にも届けば1番いいですけど。触れ合う機会、触れ得る機会をいろんな努力でふやしていくという視点も大事だと思いますので。引き続き、そのような観点で取り組んでいただいたらというふうに思います。

◎土居副委員長 受付案内業務等委託となっているんですけど、この等の部分。県民室と書庫か何かの清掃も業務として入っていたのではないですか。

◎信吉広報広聴課長 受付案内と代表電話の交換、公文書の保存管理業務を一括して委託をしております。

◎梶総務部長 公文書の保存管理は後ほど出てまいります。文書情報課に計上しておりますけれども、契約として一括をさせていただいているというものです。

◎土居副委員長 管理には清掃業務は入っていないですか。

◎梶総務部長 少なくとも広報広聴課のところには入っておりません。文書情報課の予算になりますが、書庫の清掃も入っております。後ほど説明をさせます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。ここで一旦休憩します。

再開は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時7分)

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈文書情報課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 文書情報課です。文書情報課の平成30年度当初予算、平成29年度補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、平成30年度当初予算でございます。お手元の資料②、当初予算の議案説明書20ページをお願いいたします。

初めに歳入予算につきまして、御説明をさせていただきます。平成30年度の歳入の総額につきましては、本年度の欄の1番下をごらんになっていただきたいと思います。5,172万5,000円で、前年度と比較しますと1,339万3,000円の増となっております。

内訳でございますが、まず、12繰入金の（1）県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入731万5,000円につきましては、公文書館の整備のために、現在の県立図書館を改修する工事費の一部に充当するものでございます

次に、14諸収入の（4）文書情報課収入につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づきまして、公文書の開示請求をされた方に御負担をいただく公文書の写しの交付費用と郵送料、また当課で雇用いたします非常勤職員及び臨時職員の雇用保険料の本人負担分でございます。予算額は41万円で、前年度から60万円余りの減となっております。その要因といたしましては、公文書の開示請求の6割を占めておりました土木事業の金入設計書につきまして、その取り扱いが今年の4月からシステムによる情報提供方式に移行したものによるものでございます。

次に、15県債の（3）公文書館整備事業債につきましては、先ほど申しあげました改修工事費の一部として、4,400万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明させていただきます。21ページをお願いいたします。1番上の欄にございますが、文書情報課の平成30年度歳出予算額の合計は1億2,462万3,000円で、前年度の当初予算と比較しますと、2,094万6,000円の増となっております。

歳出の内訳につきまして、右側の説明欄で主なものを御説明させていただきます。まずは4文書情報費でございますが、1人件費5,378万7,000円は、当課職員7名に係る人件費でございます。

次に、2文書情報費でございます。まず、公文書開示審査会など三つの審査会等に係る委員報酬でございます。これは当課が所管をしております、情報公開や個人情報の開示決定に対する審査請求に対応する審査会など、22名の委員の方々の報酬でございます。

次に、一つ飛びまして、文書情報システム運用保守委託料でございます。これは職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務及び情報公開のインターネット請求に対応する文書情報システムの運用保守とシステムの一部改修、システム操作などの問い合わせに対応するための経費でございます。

次の公文書管理業務委託料は、書庫の管理業務を民間業者に委託するものでございます。

具体的な業務としましては、書庫の毎日の巡回や年2回の清掃、各課からの公文書の受け入れ、受け入れた公文書の管理及び閲覧、貸し出しの対応、そして保存年限を過ぎた文書の廃棄等を委託するものでございます。予算額につきましては、平成28年度から平成30年度の3年間の委託分の最終年度である平成30年度の委託料として、690万5,000円。平成31年度から平成35年度までの新規の委託分につきまして、現委託業者と異なる業者が受託した場合は、平成30年度内に一定の引き継ぎが必要となりますことから、その引き継ぎに要する経費として、36万4,000円。計726万9,000円を計上させていただいております。なお、現在の受託業者は、受託業者の資格要件でございます物品購入等関係の競争入札参加資格者登録名簿に登録をされていますとともに、清掃業務の名簿にも登録をされておる業者でございます。

次の23ページをごらんください。受付案内業務等委託料のうち、文書管理業務分として2,638万円の債務負担行為をお願いしてございます。なお、先ほど広報広聴課長から説明がございましたが、これまでもプロポーザル参加業者の減少に関する御指摘もいただいておりますことから、多くの事業者の皆様へ御参加をいただけますように、実施に当たりましては事業者の皆様への事前周知の徹底など、広報広聴課と連携をしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

22ページにお戻りください。上から二つ目の事務費でございます。主なものとして、公文書館の整備と並行しまして、公文書館に移管をいたします歴史的公文書の選別を、平成30年度以降順次実施することとし、選別に関する職員向けの実務研修会の開催に要する経費を計上させていただいております。また、公文書館の整備にあわせまして、公文書の作成、整理、保存、公文書館への移管、廃棄など、公文書管理全般の統一的なルールを規定する新たな条例の制定に向けまして、平成30年度は有識者等で構成をいたします検討委員会を立ち上げ、具体的なあり方につきまして御検討をいただくことにしております。その検討委員会の運営に要する経費を計上させていただいております。その他、非常勤職員、臨時的任用職員の雇用に係る経費や、職員の旅費、書庫の整備に要する経費など、合わせて736万2,000円を計上させていただいております。

次に、公文書館整備事業費でございます。お手元の総務部という青いインデックスのついた、表紙に総務委員会資料、議案補足説明資料と記載のある資料、文書情報課という赤いインデックスの資料をお願いします。平成30年度の公文書館整備事業の予算でございますが、資料の左の上の箱に記載してございます、工事請負費として4,653万3,000円、改修工事の監理委託料として478万2,000円、教育委員会から知事部局に所管がえを行った後の管理敷地内の清掃等の経費として16万5,000円。合計5,148万円を計上させていただいております。なお、平成31年度までとして8億6,283万9,000円の債務負担をお願いをさせていただきます。

それでは、資料の真ん中上の改修工事の概要をごらんください。改修工事の概要でございますが、これまで総務委員会に御報告をさせていただきました内容から変更はございません。

(1) の耐震化及び老朽化への対策としまして、鉄筋コンクリート造耐力壁を増設しますとともに、電気、空調等の設備につきましては、更新をいたすこととしております。

(2) のセキュリティーや安全対策としまして、施設全体はもとより、さらに公文書の保管書庫も施錠し、二重のセキュリティーを施しますとともに、書庫エリアには窒素ガス消火設備を導入いたします。

(3) のバリアフリー対策としまして、障害者の皆様や高齢者の皆様に安心して御来館いただけるように、新たにエレベーター、多目的トイレ、正面玄関入り口の自動ドア化など、必要な整備を実施してまいります。

(4) のその他としまして、公文書館は公共の施設でございますことから、国旗等を掲揚するポールを新たに設置しますとともに、安全面の観点から外灯を増設することとしております。

資料の左側の箱でございます。公文書館の整備に関しまして、2月28日に障害者団体の皆様方と意見交換をさせていただきました。視覚、聴覚、肢体の障害者団体の皆様と、支援をされておられます団体の皆様、7団体13名の方々にお集まりをいただきました。皆様方からは、安全対策や利便性の向上といった視点で、28項目にわたり貴重な御意見や御要望を賜りました。

具体的に言いますと、玄関チャイム、スロープの設置など、既に対応ができていたものもございましたが、床と点字ブロックの配色や階段の起点終点に注意喚起用床材、いわゆる点状ブロックといわれるものでございますが、これを設置すること。また、資料には記載をしておりますが、多目的トイレは1階に1カ所設置することにしてありますが、2階、3階のトイレスペースにも、それぞれ一つ広い個室を設けて、車椅子での利用ができるような工夫をするなど、御意見を踏まえた対応をしてみたいと考えております。また、全ての出入り口を引き戸にとの御要望もございましたが、職員が皆様方を丁寧に誘導するなどの対応をしてみりますことで、御理解をちょうだいしたところでございます。

トイレに関しましては、トイレの天井部分に設置をするものでございますが、火災などの非常時のフラッシュランプの設置位置、トイレ以外のスペースに危険を知らせる掲示板の設置などの御意見に対しましては、フラッシュランプが見やすい位置に変更したトイレを各階1カ所に設置することや、玄関、階段部分の誘導灯を点滅型に変更するなどの工夫をして対応をしてみります。

また、エレベーターの扉につきましては、窓付きの扉への変更、出入り口の幅を広くする、また全てのトイレに呼び出しボタンを設置することなどにつきまして、御要望をいた

だいたのところではございますが、高知県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準や、他の県有施設の整備状況などを考え合わせまして、現在計画しております整備内容で御理解をいただきたいと考えておるところでございます。

その他としまして、障害者用駐車場の設置の御要望をいただいたところでございますが、高知城へ観光に訪れるお客様の安全を確保するという観点で、駐車場は設けない予定としているところではございますが、何らかの工夫や対応ができないものか、現在検討をしているところでございます。

今後とも、団体の皆様と連携をさせていただきながら、節目節目で、例えば工事の施工現場での皆様との協議や確認など、着実に対応をしてみたいことで、多くの県民の皆様に御利用していただける施設に整備してみたいと考えております。

最後に、スケジュールでございますが。平成30年度、現在の県立図書館がオーテピアに移転が完了するタイミングで、教育委員会から知事部局に所管がえを行いまして、改修工事に着手してみたいです。工事は平成30年度と31年度の2カ年で、工期は10月を見込んでおるところでございます。公文書館の具体的な開館日につきましては、工事の進捗状況も見きわめながら、平成31年度のしかるべき時期に判断をしてみたいと考えております。以上が、文書情報課の平成30年度当初予算の概要でございます。

それでは、平成29年度の補正予算につきまして、御説明させていただきます。資料④、補正予算の議案説明書11ページをお願いいたします。4文書情報費を200万円減額するものでございます。

12ページをお開きください。右の説明欄をごらんください。公文書館の基本設計を2万6,000円増額し、実施設計委託料を202万6,000円減額いたすものでございます。主な要因は、入札の結果、不用が生じたことによるものでございます。

文書情報課からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 公文書館の整備の関係の説明資料ですけれども、対応できないもの3項目ということで、要望に対して対応できないということについては、もう既に団体の方には説明されているんですか。

◎徳橋文書情報課長 今回の段階では説明をしておりません。

◎坂本（茂）委員 ひとにやさしいまちづくり条例の基準は満たすものの、要望は満たせないという理由は何ですか。

◎徳橋文書情報課長 あくまでも、県の公共施設ということでございますので、整備基準を踏まえた対応をしてみたいということで、今のところそう判断をしております。

◎坂本（茂）委員 そうしたら例えば、去年の3月にできた高知城歴史博物館のエレベーターの出入り口はどれぐらいですか。100センチはないんですか。

◎徳橋文書情報課長 申しわけございません。把握をしておりません。

◎坂本（茂）委員 例えば、先ほどの理由で言うと、公共的な施設だからということで、ひとにやさしいまちづくり条例の基準でやるんだということですが、ほかに新しく今できている施設で、要望のあるような100センチ、あるいは窓づけにしてもらいたいというように対して、応えている施設はあるのかなのか。坂本龍馬記念館も今リニューアルしていますけれども、そういうところはどうなっているのかということを。私も検証してないからわかりませんが、そういったところは例えば100センチ確保しているということだったら、先ほど言った理屈が当てはまらなくなりますよね。

◎徳橋文書情報課長 障害者団体の皆様との意見交換を終えて、私ども高知城歴史博物館、オーテピアを見させていただいて、確認もさせていただいております。窓つきのエレベーターというのは整備していないという状況です。先ほども申しあげましたエレベーターの幅については、実測を抜かしております、そこはまだ把握が十分できていないという状況でございますので、改めて把握をさせていただきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 それと、多目的トイレ以外のところは多少トイレを広くして、そういうトイレに改修することだったんですけど、そこにはなぜ呼び出しボタンはつけられないんですか。多目的トイレだけしか呼び出しボタンをつけないということについて、改修するトイレにはなぜつけないのか。

◎梶総務部長 この点については、他の施設との整備水準の並びも見ていまして、多目的トイレだけにしています。多目的トイレ以外につけると、かなり費用が増すということを確認をしております、当初私どもの予定でも、多目的トイレはつけるということにしていましたけれども、多目的トイレだけにしたいと。それは、御指摘があったような、他の施設の整備の状況も踏まえたものであります。今課長が100センチのところは、他の施設の測定を抜かったというふうにもお答えをしましたが、実測はしていないんですけども、今の図書館のエレベーターよりも広くなるということは、団体の皆さんには説明をしております。その他の多目的トイレ以外の呼び出しとエレベーターを外から見えるようにするというのは、他の施設も見させていただいた上で、ひとにやさしいまちづくり条例の水準で対応するのは、その費用の面から見てもよろしいのではないかとということで、今お諮りをさせていただいているところです。

◎坂本（茂）委員 そこが本当に困難なのかどうなのかを含めて、合理的配慮をどうやっていくのかというのは、設置者のほうに一定求められてくるわけですから。そこはもう少しきちんと説明のつくことにしておかなければならないんじゃないかということと。もう一つは、例えば既に対応できていたりとか、あるいは意見を踏まえて対応するとかいうようなことなど、あるいは別の方法で対応予定とかいうことも含めて、意見をいただいた後にこういうふうにしますと、あるいはできたものがこうなりましたと、もう一度見てくだ

さいという、そこは丁寧にやっていただかないと。結構、事前に意見は聞いてくれるけれども、その後はもうできまして終わるというケースが、ほかの場合にあったりしていますので。そこはきちんと、意見を聞いた以上どう対応したのかということ、団体の皆さんと現場検証をしながら意見交換していただくようお願いしておきたいと思います。

◎徳橋文書情報課長 私の方でも、団体の皆様から御意見をお聞きして整備をしたものの、やはり若干食い違いがあったというようなケースも聞いておりますので。そこはしっかりと、現場のほうで皆様と一つ一つ確認をしていくという作業を、着実にやってまいりたいと思います。

◎土居副委員長 公文書管理業務委託は入札において、窓口業務と一括してやっているということなんですけれど、一括でやることで、入札参加の資格要件、これはどのくらいふえているのか、どのくらいの数あるのか。

◎徳橋文書情報課長 このプロポーザルに関しましては、資格要件を5点ほど定めております。一つは、物品購入等関係の競争入札参加資格者登録名簿に登録をされている事業者。そのほかには、例えば暴力団等ではないこととかいうものがございまして。地方自治法施行令で入札に参加することができない者という定めがございまして、例えば契約をする能力がない、あるいは破産手続を開始して復権を得ない者ということで規定があります。そういう規定に該当すれば、参加できないということになっておりまして。特に参加者登録名簿に登録されている事業者数まではちょっと把握しておりませんが、かなりの数の業者が登録をされているというふうに認識しております。

◎土居副委員長 物品登録と清掃もそうなんですか。清掃の業務委託の登録名簿も要件になっているんですか。

◎徳橋文書情報課長 要件上は、物品購入等関係で登録をされている事業者ということにしております。

◎土居副委員長 物品のみ。特段、間口が狭まっているというようなことではないということですか。

◎徳橋文書情報課長 そのように認識しております。

◎土居副委員長 去年、入札参加者が少なかったということなんですけれど、その辺の理由はどのように考えておられるんですか。

◎徳橋文書情報課長 本業務の委託業務の中身でございますけれど、電話交換、それから1階の県民室での県民の皆様への御案内は広報広聴課の所管の分でございます。それと、私どもの文書管理ということで、保存公文書の管理はもとより、県民室の中に行政資料等を整備して、県民の皆様が常時閲覧をしていただけるという体制をとっておりまして、そういった行政資料の管理ということも、あわせて委託の業務としております。個々一つずつをとれば、電話交換、県民の皆様への受付、御案内、それから文書管理、高度な業務を求

めているという認識はございませんが、これを三つ一緒にするということで、若干ハードルが上がっておるのではないかと考えておるところでございます。一つ一つの業務については、どの業者でも対応できると思います。

◎土居副委員長 合理性というか一括にすることは一定理解しました。

◎坂本（茂）委員 補正予算の減額の関係で、詳細設計の部分は入札残で減額補正しているんですけども、基本設計は増額になっているんですけど、これはどういうことですか。

◎徳橋文書情報課長 今回委託をしましたのは、建築主体で基本設計と実施設計を抱き合わせて発注したものと、設備関係で基本設計と実施設計を抱き合わせて発注したものの、2本の形で発注をしてございます。設備関係のほうが、落札率が随分低かったため、その分について不用が生じたということでございます。

◎坂本（茂）委員 ただ一方で、基本設計委託料のほうは増額になっていますよね。普通今言ったような形の入札をしても、入札で増額補正するとなると、予定価格より上回ったということにはならないんですか。

◎徳橋文書情報課長 基本設計と抱き合わせで発注というふうに御説明いたしましたけれども、それぞれ基本設計は幾ら、実施設計は幾らというふうに分けて発注をしてございます。

◎梶総務部長 予算は基本設計と実施設計別々で計上させていただいておりますが、発注の際には基本設計と実施設計をまとめて発注してございまして、予定価格もまとめた価格で設定をしました。入札では、もちろん予定価格の範囲内で、落札し契約をしているわけですけども。我々が予算、決算で整理をするために、落札額を基本設計と実施設計に割り振る必要があります。その割り振るときに、どの部分を基本設計とし、実施設計とするかということについて、落札業者と調整をし、整理をし、その結果、実施設計分は大きな減が、基本設計分は若干ふえていますけれども、もともとまとめて発注していますので、予定価格を超える契約というわけではございません。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈法務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、法務課の説明を求めます。

◎楠瀬法務課長 法務課でございます。法務課の平成30年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料②、当初予算の議案説明書24ページをお開き願います。

当課の歳入についてでございます。主なものとしましては、10の財産収入の120万円がございまして、これは高知弁護士会への県有地の貸付収入でございます。

次に、25ページをごらん願います。当課の歳出でございます。平成30年度の法務課の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額9,817万5,000円を計上しております。前年度と比較しますと650万3,000円の増となっております。

5の法制費につきまして、右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。1の人件費は当

課職員10名の給与費でございます。

2の法制管理費は、主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や、行政不服審査に係る経費でございます。まず、公益認定等審議会委員報酬の28万8,000円でございますが、これは法人の公益性の認定の審査等を行っていただいております、民間有識者4名からなります合議制の機関であります、高知県公益認定等審議会の委員報酬でございます。平成30年度につきましても、公益法人の公益目的事業の事業内容の変更や、追加廃止などに伴います変更認定の審議のために、7回の開催を見込んでおります。

次に、行政不服審査会委員報酬の45万円でございます。これは行政不服審査法に基づきなされました審査請求に対し、審査庁が採決をするに際しまして、審査庁の判断の妥当性を第三者の視点から審査していただく民間有識者5名からなります合議制の機関であります、高知県行政不服審査会の委員報酬でございます。平成30年度につきましては、10回の開催を見込んでおります。

次に、法令例規システム保守管理等委託費の549万2,000円でございます。これは法令例規システムの運用に要する経費でございます。この法令例規システムによりまして、県民の方々や県職員が、県の条例や規則などをパソコン上で検索、閲覧したり、また職員が行う条例や規則などの改正作業を効率的に行うことができます。なお、この予算には法令例規システムを運用するためのソフトウェアのサポート期限が終了しますことから、バージョンアップしたソフトウェアをインストールし、同システムの再構築をする必要がありますことから、そのための予算も本年度は計上しております。

次に、例規事務委託料の69万5,000円でございますが、これは職員の事務処理の負担軽減を図るために、規則や要領等の改正に係る事務のうち、機械的な入力等の作業を法令例規システムの開発会社でございます株式会社クレストックに委託するものでございます。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料の56万7,000円でございますが、これは宗教法人管理システムの運用に要する経費でございます。宗教法人管理システムによりまして、県内に2,800あります宗教法人につきまして、その基本データや規則を検索してすぐに取り出せることができますとともに、宗教法人法で毎年提出が義務づけられております役員名簿、財産目録、収支計算書等の提出状況をデータ化し、提示されていない場合には督促状を発し、また長期にわたり提出がないときには不活動状態であることを確認できるなど、宗教法人についての管理を確実かつ効率的に行うことができます。

次に、職員研修負担金の6万3,000円でございますが、これは条例の策定や訴訟事務に係る研修に職員を参加させる際の受講料でございます。

次に、事務費の755万9,000円でございますが、主なものとしましては、条例規則、告示などを掲載しております高知県公報、県のホームページに掲載するために要する経費が

3,003万8,000円、そのほかには、旅費、需用費、使用料等が42万1,000円となっております。

3の訴訟費は、県が当事者になる訴訟に関する経費や、法律相談員の弁護士に関する経費でございます。まず、訴訟事務委託料の400万円でございますが、これは訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払います着手金でございます。

一つ飛ばしまして26ページをごらん願います。事務費の699万5,000円でございますが、これは主に訴訟事務が集結したときに弁護士に支払います報償費の400万円と、県の法律相談員の弁護士4名への年間の法律相談に対する報償費の280万円でございます。

以上で法務課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（な し）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 行政管理課でございます。まず、第1号議案平成30年度高知県一般会計予算のうち、当課の所管分について御説明します。資料②、平成30年2月高知県議会定例会議案説明書当初予算の27ページをごらんください。

歳入予算です。右の説明欄にありますように、地方公務員給与実態調査事務委託金といったしまして、15万9,000円を計上しております。これは総務省が実施する地方公務員の給与実態調査が5年に1回、指定統計として行われることで、これに係る経費に充てるため交付されるものでございます。

次に、28ページをごらんください。歳出の6目、行政管理費でございます。1番下の計の欄です。本年度のところですが、当課の平成30年度予算の総額は11億2,161万5,000円で、前年度より1,260万9,000円の増額となっております。これは知事部局全体の職員の時間外勤務手当等を若干増額していることなどによるものでございます。

内訳に関しましては、右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。1一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等でございます。これまでの時間外勤務手当等に係る決算額を参考としつつ、給与年額の8.8%相当の9億7,878万5,000円を計上しております。

2人件費は、当課職員15人分の給与費でございます。

3行政管理費は、特別職報酬等審議会委員報酬、職員研修負担金及び事務費でございます。このうち事務費の主なものは、知事部局全体の職員に係る赴任旅費3,000万円でございます。その他の経費としましては、ハラスメントの防止に係る研修に要する経費、外部相談員への報償費などでございます。

4外部監査費は、地方自治法の規定により都道府県に義務づけられております包括外部監査に関し、委託料の上限額を計上しているものでございます。これまでの決算額等を踏

まえまして、平成29年度予算と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案については、後ほど御説明申し上げます。

次に、第46号議案、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。資料⑥、平成30年2月高知県議会定例会議案説明書条例その他になりますけれども、32ページをごらんください。

条例議案要綱で御説明申し上げます。1、条例改正の目的でございますけれども、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長、その他の常勤の特別職の職員の給料月額を、平成30年度の1年間時限的に減額しようとするものでございます。知事等の給料の減額は本県の経済状況及び財政状況を踏まえまして、これまで実施してきたところでございます。

本県の経済状況につきましては、県内総生産や県民所得が伸びておりまして、好転の兆しが見えてきているところでございます。一方で、本県の財政状況につきましては、財政調整的基金の残高が減少傾向となるなど、引き続き緊張感を持って財政運営に当たらなければならない状況でございます。これらのことから知事等の給料カットにつきましては、来年度も継続することが適当と判断したところでございます。

このような中で、現在の知事のカット率を20%にした平成22年に、20%以上の給料カットを実施していた21県の状況を確認しましたところ、多くの県におきましてこれまでにカット率の軽減が図られております。また、これらの県における来年度のカット率の見通しにつきましては、平均で10.2%となっているところでございまして。こうしたことも踏まえ、本県における特別職の給与等のカット率を見直そうとするものでございます。

2、主な内容は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、表の右端の欄の括弧書きに改正後の減額率を記載しておりますけれども、知事は現行の20%を10%に、副知事は現行の10%を3%に、常勤の人事委員会委員及び監査委員それと教育長は、現行の5%を2%に見直した上で、減額を継続するものでございます。なお、現在常勤の人事委員会委員は任命しておりません。

また、2のただし書きのところに記載しておりますのは、手当につきましては減額前の給料月額を基礎として算出するというところでございます。このことは、これまでの計算方法と同じということでございます。

3、施行期日は平成30年4月1日としております。

最後に第97号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案について御説明申し上げます。資料⑤、平成30年2月高知県議会定例会議案条例その他の179ページをごらんください。

この議案は地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約の締結に関し、同法252条の36第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。契約の始期は本年4月1日でございます。

3、契約の金額は、当初予算に係る説明で申し上げましたとおり、1,100万円を上限額としております。

4、契約の相手方は公認会計士の橋本誠氏でございます。橋本氏には今年度も委託しておりまして、来年度は3年目となります。地方自治法におきまして、3年までは同一の相手と連続して契約することができることとなっております。来年度も橋本氏と契約しようとするものでございます。なお本年1月31日付けで高知県監査委員から、来年度においても同氏と包括外部監査契約を締結することにつきまして、異議のない旨の意見をいただいているところでございます。

以上で、行政管理課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 県職員の働き方改革の推進のところで、ICTの関係は情報政策課のほうになっているんですけども、時間外のことはこちらで構いませんか。

◎笹岡行政管理課長 時間外の管理等は、行政管理課です。

◎坂本（茂）委員 資料にもありますけれども、職員1人当たりの時間外勤務の時間数で、年間の推移がグラフで載っていますけれども、平成29年度はどれぐらいの見込みかわかりますか。

◎笹岡行政管理課長 昨年1月からことしの1月までの累計の知事部局の職員への手当の支給額で比較しますと、昨年度に比べて大体2%減ということになっております。ですので、今後2月、3月分がちょっとどうなるかというところがございますけれども、今のところは昨年度よりは下回っているところで推移しているということでございます。

◎坂本（茂）委員 それは手当の額ベースであって、時間数ベースではないですね。

◎笹岡行政管理課長 今申し上げましたが、手当支給額ベースということになります。詳しい時間数になりますと、最終的には年度を締めて、各課から報告していただいて、結果が出るという流れになっております。

◎坂本（茂）委員 この、ICTを活用した業務の効率化というところに出てくるのは、例えばウェブ会議システムの導入だとか、ペーパーレス会議システムの導入だとか、サテライトオフィスの設置というものはあるんですけども、一方で教育委員会なんかは、先生の出退勤管理といったことをやろうというふうにしていますけれども、知事部局ではこういうこと以外に、例えば出退勤管理をすとか、そういうふうなことは考えられていないんですか。

◎笹岡行政管理課長 御承知のとおり教員の場合については、もともと時間外手当の支給の対象外になっておりますので。そもそもそういう時間外命令等の手続を通じた勤務時間の把握ということが、これまでどうだったかということがございます。他方で知事部局の場合は、勤務時間の管理、特に時間外につきましては事前命令、それから勤務実績の管理

システム等を通じた報告等の手続を通じて、時間外勤務については管理職の現認の手続によって管理しているという形になっておりますので、教員の場合とは違うというふうに考えております。ただ、いろいろそういう流れにもあるということもございますので、教育委員会の状況もちろん、他県の状況等も踏まえながら、そういったことはどうなのかというの、ほかの状況も注視していきたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 管理者は管理するといっても、事前命令は出したけれども管理者が退庁すると、その後職員は残ってやるというようなこともあるわけで。しかもそれが、事前命令した時間以上に残ってやらなければならない、緊急、必要な業務が発生する場合もあるだろうというようなことを考えたときにどうなのかということがあり、他県では、先ほどもちらっといろんな方法ということ言われてた、いわゆるログ管理ですね。パソコンを立ち上げたのと、あるいはシャットダウンするというようなことを管理して、いつ仕事に取りかかって、いつ仕事をやめるかというようなことが管理されているというようなケースも、他県では施行されているという話も聞きますけれども。そういった状況も把握はされていると思いますが、検討の対象にはなっていないのでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 委員おっしゃったように、例えば徳島県等でそういうログ管理によるパソコンのオン、オフの状況も踏まえた時間と、実際の時間外命令の手続等を比較してというところをやられている県というのは把握しておりますし、そういった状況はこちらのほうでも確認はしております。その前に我々としては、やはり先ほど委員おっしゃったように、時間外命令をした後、適切に実績報告していただいているかどうかということが、きちんと職場の中でやっていただけるように、常に私ども行政管理課の通知とか、あるいは上のほうでも会議等で言っているのは、時間外命令がちゃんと出しやすいような職場になるように、職場の風通しもよくしてくださいと。どういった業務がきょうあるのか、あるいはあしたまでにやらないといけないのかどうか、強制というか、圧力にならないような形で、そのような手続がしやすいような雰囲気づくりをしてくださいということを、結構話をさせていただいているところです。もし仮に超えてやったということであれば、それは次の日に上司との間でどうだったのかということは確認するようにしてくださいという話もさせていただいております。まず、そういうことがちゃんと把握できやすい職場づくりをしてくださいというところから対応させていただいているというところでございます。

◎坂本（茂）委員 そういうことが望ましいとは思いますが、風通しのいい組織で、そこがきちんと管理ができてということが。そういうことも追求しながら、一方で先ほど言ったようなことも検討してみるというようなこともされたらどうかなと思うんですけれど。一つだけお聞きしておきたいんですけれど、例えばパソコン上でのログ管理などによる管理をもし取り入れるとしたときに、コスト面にかかるのかどうかということを検討

したことはございますか。

◎**笹岡行政管理課長** 当課で今のところ他県の状況も聞いた上で、そういうことをやるとした場合、ログ管理と実際の勤務時間、時間外命令等を把握するときに、個々の職員ごとにそれを比較して、実際どうなのかということを確認する必要があると思います。そのためには、今のシステムだけでは管理職側のほうにかなり負担がかかるので、一定システムの改修をしないと、日々、実際にパソコンのオン、オフの時間と、時間外命令の手続をやったことと、簡便に比較できないということになりますので、そのためにシステムを改修した場合、コストがかかるということは確認しております。

◎**野町委員** 関連して時間外のことなんですけれども。今のところ2%減で行っているということですが、確か今年度から、知事も毎月各課の実績を見て、チェックをしながらやるということで、一定の指導というか、あるいは多いところには相談というようなことにもなるんでしょうけれど、具体的に、例えば今年度の中でそういう相談があった課とかいうのはどれぐらいあったのか。あるいはその相談内容というのはどういうことなのか教えていただけませんか。

◎**笹岡行政管理課長** 例えば100時間を超えている職員がいる課が出た場合、行政管理課長がその所属長を呼んでヒアリングを行います。そういったものをまとめたものを知事のほうに報告をいたしまして、1人の職員に業務が集中していないのかどうかとか、そういったことを聞かれますので、この月はこういったイベントがあるとか、そういった事情を説明した後、やはり1番言われるのは、課全体でそういうフォローはできているのかとか、そういった指示も受けますので、そういったことに対して、どういう業務の分担をするのか、見直しをするのかということ、もう1回各課のほうにフィードバックして対応しております。あるいは一つのところで、やはりどうしても業務的に集中しているという実態があったところにつきましては、今年度途中で人員面で対応しないといけないだろうという話になりましたので、実際そういう人の配置をするというようなことも対応もさせていただいたと。そういったいろんなやりとりを知事のほうでさせていただいて、現場のほうにそれが生かされていくような形でやっているということでございます。

◎**野町委員** これまで報告があったのかもしれませんけれど、先ほど最後に言われました、途中で人員をふやしたというのは、具体的には何課ほど、あるいはどういう部局なのか。

◎**笹岡行政管理課長** 観光振興部をふやしまして、あと、財政課をふやさせていただきました。

◎**野町委員** そのときに、臨時職員をふやすのであれば、年度途中で対応できるんだろうと思いますけれど、正規職員を持ってくるという話になると、どこかの課から持ってくるという話になるのか。そこら辺はどうなんですか。

◎**笹岡行政管理課長** 今回対応させていただいたのは、10月以降になりますと新規採用の

職員の方で、もう既に学校を卒業されている方がいらっしゃいますので、その方とか。あと10月にイベントが終わったところにつきましては、一定業務が少なくなりますので、その課に相談しまして、人のやりくりができるのではないかとということで、人を持ってきたり、そういった対応が可能だったということでございます。

◎野町委員 年度途中でフレキシブルにやっていただくのは非常にいいことだろうと思うんですけど、ここからこっちへ持ってくるというときに、その抜けるところは、1人抜けるとやはり大変なところもあるので、そこはしっかりと所属長と相談して気をつけてやっていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 人事課でございます。それでは、当課の平成30年度当初予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料②当初予算の議案説明書29ページをお願いいたします。

当課の歳入予算の主なものを御説明いたします。まず、7分担金及び負担金でございますが、中ほどの節区分欄の（1）人事費負担金として、1億5,002万5,000円を計上してございます。この内訳でございますが、一つは職員交流に関する協定書等に基づき、市町村や他県に派遣している交流職員の人件費に充当するため、派遣先団体から御負担をいただくものでございます。もう一つは、当課で運用してございます総合人事システムには、公営企業局職員分も含んでございます。その職員見合い分の費用を当該システムの運用経費に充てますために、公営企業局に御負担いただくものでございます。

次に、下のほう14諸収入の（5）人事課収入のところでございますが、428万1,000円を計上してございます。こちらは一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所へ職員を派遣することになっておりまして、その経費の助成として同協会から交付いただく助成金ですとか、民間企業などの派遣職員用に県で借り上げてございます宿舍の共益費としまして、入居職員から受け入れているもの。そして、当課で実施してございます職員研修に参加する公営企業局職員の研修費用相当分として、公営企業局から受け入れているものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。人事課の歳出予算、7人事費について御説明いたします。本年度、平成30年度の人事課の予算は総額4億8,355万4,000円、前年度と比較しまして6,091万円、14.4%の増となっております。この要因は人件費の増と、先ほど申し上げましたシドニー事務所への派遣の関係で増となっております。

説明欄に沿って説明をします。1人件費は人事課の職員14名に、国ですとか他県、被災団体への派遣、県内市町村への派遣職員34名を合わせました、48人分の人件費となつてご

ございます。他団体への派遣人数の増などで、当該職員が8名の増となっております、その結果、前年比5,552万5,000円の増となっております。

2の人事管理費でございますが、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、高知県功労者表彰、叙位、叙勲など、栄典に関する経費を計上しているものでございます。

主なものについて御説明させていただきます。その下、倫理審査会委員報酬でございますが、職員の職務の倫理の保持に資するため、職員倫理条例に基づき設置してございます、高知県職員倫理審査会委員3人への報酬でございます。委員会では、管理職員からの贈与等報告書に対して、毎年6月に御意見をいただいております。

二つ飛ばしまして、総合人事システム運用保守等委託料でございますが、このシステムは職員の異動情報であったり、個人情報などを管理することを目的とするシステムの保守に要する経費でございます。それともう1点、平成31年5月に元号の改正が予定されてございますので、そのシステムの改修に要する分も含んでございます。

続きまして31ページをお願いいたします。上から二つ目でございますが、3人事企画費です。自治大学校や京都大学の大学院、それから民間企業、国などへ職員を派遣しております研修に要する経費でございます。このうちまずその下、派遣研修負担金でございますが、こちらは自治大学校などへの派遣研修に伴い、県として負担する経費となっております。

その下に研修費となっておりますが、これは派遣研修に要する旅費ですとか、それから東京など宿舍の借り上げなどに要する経費でございます。来年度は、先ほど申し上げましたが、自治体国際化協会のシドニー事務所に職員を1人派遣することになってございます。外国旅費で滞在費を積算するようになっておりまして、539万8,000円の増が見込まれております。

それから4人材育成費でございますが、こちらは職員能力開発センターで行う職員研修に要する経費でございます。主なものとしましては、研修業務の委託に係る経費ですとか、研修を受ける職員の出先機関から能力開発センターまでの旅費等となっております。このうち、職員研修管理システム更新等委託料というのがございます。こちらは、職員の研修の受講の登録であったり、研修履歴の管理を行うシステムでございます。導入が平成13年でございます、導入以降15年経過して、少しシステムエラーが出たりということで、難を極めております。また、Windows 10に対応するために、システムの更新が必要というふうになってございまして、そういったことを含めてシステムの保守管理に要する経費がこの委託料の内容でございます。

その下、職員研修等委託料でございますが、こちらは職員能力開発センターで実施する職員研修や、施設の管理に要する経費となっております。民間の人材育成機関の持つ専

門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うために外部委託を行ってございます。現在は一般社団法人日本経営協会、株式会社ダイセイ連合体と、平成28年度から31年度までの複数年の業務委託契約を締結しておるところでございます。平成30年度でございますが、債務負担行為予算の現年分である5,842万6,000円を委託料として計上してございまして、来年度の職員研修については、職員の職位ですとか経験に応じて実施をします指名研修、それから一般能力開発研修、それから職場研修の支援など、全部で85の研修、延べ4,294名を予定してございます。

その下ですが、日本経営協会負担金というのがございます。研修の企画、実施、調査研究などを行っている、一般社団法人日本経営協会への負担金でございます。

その下の研修費ですが、こちらは先ほど申し上げた職員能力開発センターなどで人事課が実施します研修に、主に出先機関などがございますが、そこにいる職員の方が研修に来る際の旅費が、これに当たるところでございます。

最後に5皇室関係費を計上させていただいております。これは本年10月に本県で開催をされます、第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～、こちらへ御臨席が見込まれております皇室の方の御来県の対応に係る経費となっております。

このうち会場設営等委託料でございますが、御来県をされた皇室の方に本県の特産品などを御紹介するための物産展示や、お立ち寄り先に設置をします救護所の設営などに係る経費でございます。

その下、アルバム作成等委託料でございますが、こちらは御来県された皇室の方に献上する記念アルバムや、記念誌の作成に要する経費でございます。事務費は、こうしたものに係る旅費でありますとか関係施設の借り上げのための使用料などの経費となっております。人事課の平成30年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、2月補正の予算について御説明をさせていただきます。資料④、2月補正予算議案説明書13ページをお願いいたします。人事課の歳出予算、7人事費でございます。1,667万9,000円の減額補正をお願いしております。内容につきまして右側の説明欄で御説明いたします。

まず、1人事管理費の会場設営等委託料でございます。こちらは、今年度行われました第20回全国農業担い手サミットに伴います、皇室の方の御来県の対応のため計上していた物産展示や救護所の設営経費でございますが、精算に伴い不用額を減額するものでございます。

その下、市町村職員等派遣負担金でございますが、こちらは皇室の方のお立ち寄り先の警備等に関し、市町村職員の時間外勤務等が発生した場合に備えて計上しておったものでございますが、必要がございませんでしたので不用額として減額をするものでございます。

それから事務費でございますが、皇室の対応に係る経費につきまして、荒天時の延泊、

など、不測の事態を想定して予算を計上しておいたものでございますが、延泊等の必要がありませんでしたので、その部分の減額を行わせていただくものでございます。

その次、2人事企画費でございます。派遣研修負担金は、自治大学校などで派遣研修に伴い、県として負担する経費を減額するものでございます。

その次の研修費でございますが、国や民間企業などへの派遣職員用に、東京で借り上げている宿舍の賃借料を減額するものでございます。いずれも、派遣者数が予定よりも少なくなったことによりまして、不用額を減額するものでございます。

人事課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（な し）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎竹崎職員厚生課長 職員厚生課でございます。まず、平成30年度当初予算につきまして御説明いたします。資料②、議案説明書当初予算の33ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明いたします。1番上の7分担金及び負担金の節の欄にあります、（2）職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、1番下の15県債でございます。（1）退職手当債は、知事部局等の職員の退職手当の財源に充てるものでございます。退職手当債を30億円発行することとしておりますが、そのうちの知事部局等の職員分が6億6,600万円となります。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。34ページをお願いいたします。8職員福利厚生費が当課の歳出予算となります。職員厚生課の平成30年度当初予算総額は32億3,178万円で、平成29年度と比較しますと5億6,878万2,000円、約21.4%の増となっております。増額の主な要因としましては、後ほど説明いたしますが、退職手当の増でございます。内訳について、右端の説明欄の内容に沿って説明いたします。

まず、1人件費のうち、三つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害、通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

次の公務災害補償費は、非常勤職員や臨時職員など、地方公務員災害補償基金の補償対象となっていない職員が公務災害で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2退職手当につきまして、退職手当の29億1,001万6,000円は、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、平成30年度は定年退職110名、勸奨退職26名、普通退職等19名の計155名と臨時職員262名分を見込んでおります。

本年度よりも定年退職者が30名ふえると見込んでいることなどにより、5億7,974万5,000円増額となっております。

35ページをお願いいたします。1番上の3恩給及び退職年金は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及び遺族に対しまして、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、平成30年度は、警察職員、教員を含めた合計で75名分を見込んでおります。

次の4職員福利厚生事業費は、地方公務員法第42条の趣旨に基づき、職員の元気回復等を目的に、福利厚生の増進を図るための経費でございます。具体的には、二つ目の職員福利厚生事業費補助金によりまして、球技大会などの事業に対して助成をするものでございます。

次の5福利厚生施設整備費は、職員住宅の整備や管理などに要する経費でございます。まず、職員住宅管理システム運用保守委託料は、職員住宅への入居の承認や台帳管理、使用料の徴収などを行うシステムの運用保守に係る業務を委託するものでございます。

次の職員住宅管理委託料は、県内の職員住宅の維持管理等を高知県住宅供給公社に委託するものでございます。

次の6職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や、結果通知、保健指導などの業務を健診機関へ委託するものでございます。

次に、1番下の健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の7,000円を除いた費用の2分の1を負担するものでございます。生活習慣病や悪性新生物が若年層から重症化する傾向にあることから、重症化の予防や継続的な健康管理につなげるとともに、がん検診受診率向上にもつなげるため、人間ドックの対象年齢をこれまでの35歳、38歳、40歳、42歳、44歳、46歳以上から、35歳、38歳、40歳以上に拡充することとしました。これに伴い、個人負担額につきましては、これまでの5,000円から7,000円に変更することとしております。なお、この負担金は、相手方の地方職員共済組合高知県支部の支部長が知事となっておりますので、双方代理による契約を有効なものとするため、予算案の審議の中で、議会から事前承諾をいただきたいと思っております。

次に、36ページをお願いいたします。最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めてきております。相談事業につきましても、引き続き職員厚生課スタッフと、専門の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受け、職員が重症化する前にカウンセリングや治療等の適切な対応ができるよう、取り組んでまいりたいと

考えております。また、ストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、ほとんどの職場で取り組んでおまして、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年度も引き続きこの取り組みを進めてまいります。平成30年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成29年度の補正予算について御説明いたします。資料④、議案説明書補正予算の14ページをお願いいたします。歳入につきましては、15県債の節の欄にあります、(1)退職手当債の3億6,100万円の減額でございます。県全体で20億円減額することとしている知事部局分で、財源対策として職員の退職手当に充てる起債額を減らすものでございます。

歳出につきましては、次の15ページの右の説明欄をごらんください。1 退職手当の2億7,287万円の減額は、12月議会閉会日に議決いただいた退職手当の引き下げ及び勸奨退職者が、当初見込みより少なかったことなどによるものでございます。

2 恩給及び退職年金の804万3,000円の減額は、受給者数の減少によるものでございます。補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。青いインデックス総務部の議案補足説明資料の赤インデックス、職員厚生課のページをお願いいたします。

このたびの改正は、1趣旨のところにありますように、高知県特別職報酬等審議会の答申を受けまして、知事、副知事及び教育長の退職手当の支給割合を引き下げるものでございます。

次に、改正の内容の前に、まず現行の条例について、新旧対照表で御説明したいと思いますので、資料⑥、議案説明書条例その他の34ページをお願いいたします。右側の現行の条例をごらんください。第3条でございますが、知事、副知事及び教育長の退職手当につきましては、退職日における給料月額に在職期間の月数を乗じた額に、さらに知事は100分の50、副知事は100分の36、教育長は100分の25の支給割合を掛けた額ということになっております。

議案補足説明資料にお戻りください。2のところに審議会で出された答申の内容について記載しております。先ほど説明しました特別職の支給割合に関しまして、本年2月1日に特別職報酬等審議会から、一般職の退職手当の改正の状況を勘案して、知事の支給割合を100分の2引き下げて、4%減の100分の48へ。副知事の支給割合を100分の1引き下げて、2.8%減の100分の35へ。教育長の支給割合を100分の1引き下げて、4%減の100分の24へ、それぞれ引き下げるよう答申がなされました。この答申を受けまして、条例の改正を行うものでございます。

この改正案によりますと、3 条例改正案に記載しておりますように、任期満了の場合の退職手当は、知事が 4 年間の任期で現行の 2,928 万円から 117 万 1,200 円減の 2,810 万 8,800 円となります。同様に、副知事については 4 年間の任期で現行の 1,624 万 3,200 円から 45 万 1,200 円減の、1,579 万 2,000 円。教育長は 3 年間の任期で現行の 702 万円から 28 万 800 円減の 673 万 9,200 円となります。なお、施行日につきましては、公布の日からとしております。

職員厚生課からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 資料②の 34 ページ、退職手当の説明の際に知事部局で定年退職が 110 名という数字を言われましたけれども、予算を見積もったときの人数からいうと、減ったりしているんですが。何か、定年退職予定の人がことし先にやめたとか、そんなことがあったりするんですか。

◎竹崎職員厚生課長 予算のときと同じ 110 名でございます。

◎坂本（茂）委員 予算見積もりでは、定年が 113 名で見積もっていたように思うんですけども。

◎竹崎職員厚生課長 当初 113 名でしたけれど、3 名の方が勸奨退職をされましたので 110 名ということになりました。

◎坂本（茂）委員 今回、退職手当が引き下げられたことでの駆け込み的なものはなかったということですか。

◎竹崎職員厚生課長 特になかったと聞いております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永渕財政課長 財政課でございます。まず、平成 30 年度当初予算から御説明をいたします。右上に②と書いてございます議案説明書当初予算の 37 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明させていただきます。3 地方譲与税につきましては 132 億 1,500 万円余りを計上しておりまして、前年度比 1 億 2,400 万円の増となっております。これは 1 地方法人特別譲与税につきまして、地方財政計画などを踏まえ、1 億 7,400 万円余りの増額を見込んでいること等によるものでございます。

次に、5 地方交付税についてでございます。1,690 億円余りを計上してございます。リーマンショック以降、本県が有利な配分を受けておりました歳出特別枠が廃止をされたことなどによりまして、前年度比 18 億 9,500 万円の減となっております。なお後ほど御説明をいたします臨時財政対策債につきましても、前年度比 9 億円余りの減ということで見込んでございまして、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税ベースでは、28 億円余りの減少を見込んでいるというところでございます。

38ページをお願いします。8 使用料及び手数料の二つ下に10 土木使用料ということで、右側の節の列に（8） 県営住宅使用料とございます。こちらにつきましては本年度の実績などを踏まえまして、5 億6,200万円余りを計上しているところでございます。

次に、10の財産収入についてでございます。財政課が所管をしております各基金の利子及び配当金の収入を9,500万円余り計上してございます。

39ページをお願いいたします。12繰入金の二つ下に8 電気事業会計繰入とございますけれども、2,000万円余りを計上しております。これは一般会計で実施する、再生可能エネルギー事業の財源に充てるため、電気事業会計の地域振興積立金を一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、その下の2 基金繰入金についてでございます。149億円余りを計上してございまして、このうち財源不足に対応するための基金の取り崩しにつきましては、その下の2 減債基金繰入から、129億円余りのうち69億円余りを、さらにその下の3 財政調整基金繰入の20億円と合わせまして89億円余りを、財源不足に対応するための基金の取り崩しとしてございます。前年度より6 億円余り減となっております。また減債基金繰入の残余の59億円余りにつきましては、満期一括償還の県債の償還に充てるため、これまでルール分として積み立ててきた額を取り崩すものでございます。平成30年度は満期一括償還分が減少するというところで、43億円余りの減となっているところでございます。

次に、40ページをお願いいたします。14諸収入の五つ下でございますが、5 収益事業収入につきましては28億円余りを計上してございます。その下の宝くじ収入につきましては、ジャンボ宝くじのインターネット販売が開始されるといったことも踏まえまして、前年度より5,500万円余りの増となっております。

次に、15県債の15臨時財政対策債、1 番下から2 段目でございます。192億円余りを計上しておりますが、先ほど御説明をいたしましたとおり、前年度比9 億円余りの減となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。次の41ページをお願いします。中段の9 財政費についてでございます。1 番右側の説明欄、2 一般管理費のところでございますが、知事、部局長などの交際費と、職員の病休や産休などにより臨時職員を雇用する場合に係る経費について、全庁の調整的な経費を717万円余り計上してございます。

その下、3 財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上してございます。

また、下から三つ目の決算支援システム等改修委託料につきましては、12月議会で議決をいただきました、債務負担の現年分として執行するものでございまして、1,000万円余りを計上してございます。

42ページをお願いします。二つ目から四つ目につきましては、宝くじ協議会などへの分

担金、負担金などを計上してございます。

次に、上から六つ目の事務費につきましては、臨時職員の賃金でありますとかコピー料金、電話料金など、部内の総務事務の集中化に係る経費5,800万円余りを計上してございます。

次に、16公債費の二つ下、1元利償還費の説明欄、2県債管理特別会計繰出金について、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出すものでございまして、677億円余りと、前年度より56億円余りの減となっておりますが、これは先ほど歳入のところで御説明をいたしましたとおり、全額を減債基金からの繰り入れを財源として行う、満期一括償還43億円余りの減などに伴うというものでございます。また後ほど特別会計の説明の際にも御説明をいたします。

次に、1番下の17諸支出金の2基金のうち、次の43ページの1減債基金の積立金、こちらにつきましては81億円余り、前年度より5億円余りの増となっております。これは満期一括償還方式の県債の借り入れに係る積立金が増となったものでございます。

次の2退職手当基金、3財政調整基金、4職員等こころざし特例基金は、それぞれ運用益を積み立てるものでございます。なお、5の防災対策基金につきましては、後ほど条例その他議案で御説明をさせていただきます。

次に、3公営企業支出金のうち、1電気事業会計支出金と2工業用水道事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担分について所要額を一般会計から繰り出すものでございます。また、この児童手当につきましては、次の病院事業会計支出金においても同様に負担金に計上いたしてございます。

次に、3病院事業会計支出金につきましては、43億3,300万円余りを計上してございます。内訳といたしましては、1番右の説明欄にございまして、救急や高度医療、建設改良等に要する経費などを繰り出し基準に基づきまして、病院事業会計に繰り出します負担金、38億1,800万円余りを計上してございます。

また、病院事業会計貸付金につきましては、4億1,300万円余りを計上してございますが、内部留保資金による補填額の増などによりまして、前年度より8,000万円余りの減となっております。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。769ページをごらんください。まず歳入、県債管理収入でございまして、上から3段目、一般会計からの繰入金、678億6,800万円余りと、その下の段でございまして、満期一括償還等に伴う借換債、262億1,700万円余りを計上してございます。

次に、770ページをお開きください。こちらは歳出でございまして、公債費全体で940億8,500万円余りと、前年度より218億円余りの減となっております。こちらは借換債の減などによるものでございます。

続きまして、平成29年度補正予算につきまして御説明を申し上げます。右上に④と書いてあります議案説明書（補正予算）の16ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず5の地方交付税、こちらにつきましては今年度の交付実績が当初見込みを上回ったということで、2億8,700万円余り増額をすることとしてございます。

次に、10財産収入につきましては、130万円余りを増額をすることとしてございます。これは株式配当の見込みが増加したことなどによるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。12繰入金の2基金繰入金につきましては、2月補正予算全体において、国の経済対策で予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用したことに加えまして、財政調整基金の残高を一定確保するという観点から、減債基金からの繰り入れ、すなわち取り崩し37億7,300万円余りと、財政調整基金の取り崩し27億4,600万円余りを減額をし、合計65億円余りの取り崩しをやめるということとしてございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。まず、2総務費の9財政費につきまして、知事部局の病気休暇等の職員の代替臨時職員の雇用に係る経費等の減額と、あわせまして昨年12月の総務委員会で御報告をさせていただきました、会計検査院から補助対象外とされた地方創生推進交付金の国への返納金1,200万円余りを計上し、財政費全体で440万円余りを増額をするということとしてございます。

次に、16公債費の1元利償還費の1番右側の説明欄、県債管理特別会計繰出金につきまして、6億9,600万円余りを減額するということとしてございます。こちらは特別会計の元利償還金におきまして、借入金利が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、17諸支出金の2基金でございます。130万円余りの増額をすることとしてございます。これは先ほど財産収入の項目で御説明いたしましたとおり、株式配当の見込みが増加をしたこと等により、積立金を増額をするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。3公営企業支出金でございます。このうち3病院事業会計支出金につきましては、1億5,000万円減額をすることとしてございます。こちらは病院事業の収益的収支が見込みを上回ることから、貸付金を減額をするというものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。376ページをお願いいたします。まず、歳入の県債管理収入でございますけれども、一般会計からの繰入金を、6億9,600万円余り減額をするということとしてございます。

次に、377ページの歳出でございますけれども、3段目の1元利償還金を6億9,400万円減額することとしてございます。これは先ほど一般会計のところで御説明を申し上げました、特別会計の元利償還金において、借入金利が見込みを下回ったことなどによるものでございます。予算に関しては以上でございます。

次に、右上に⑤とございます条例その他議案の1ページをお願いします。第42号議案高知県防災対策基金条例議案について御説明を申し上げます。

この条例は第1条にもございますけれども、災害から県民の生命、身体及び財産を守り、地域の実情に応じた防災対策を一層推進するため、新たに高知県防災対策基金を設置しようとするものでございます。

ここで、お手元の議案補足説明資料の財政課のインデックスのついたページをお願いします。議案といたしましては基金の設置に係るものでございますけれども、土地開発公社の債務処理の一連の流れと関連をいたしますことから、まず資料の1ページから御説明を申し上げます。

1の表でございますけれども、公社保有地の現在の簿価等をまとめたものでございます。地価の下落に伴いまして、約20億円の含み損が生じているというところでございます。このうち1番の秦南団地につきましては、約8億円の含み損が生じておりますが、表の下に記載をしてございますように、イオンモールへの賃貸により含み損を上回る総額9億円以上の賃貸料収入を得ているという状況でございます。

次に、下の2の対応方針でございますけれども。公社につきましては、四国8の字ネットワークの用地買収を県に引き継ぐまでの間、5年間を目途に存続をさせるということとしてございます。その上で(2)のとおり、公社の含み損については今年度中に処理をするということが、財政負担の観点からも最適であると考えているところでございまして、その理由といたしまして3点ございます。仮に、秦南団地利活用基本計画を策定した平成26年8月より前に処理をした場合、公社が秦南団地の大半を売却する前に県に移管をするということになりますことから、債権放棄に伴う県の歳入欠陥、これを補うための資金が土地開発基金だけでは足りない。新たな県民負担を生ずることになってしまうということでございます。

また仮に、イオンモールへの賃貸が終了した平成29年9月より前に処理をした場合、イオンモールからの賃貸料収入を債務処理のための県民負担の減に活用できないと。

また、さらに来年度以降に処理をするということになりますと、イオンモールからの賃貸収入が得られない中で、公社としては県及び市中銀行からの短期借り入れ、いわゆるオーバーナイト方式を継続せざるを得なくなってしまう、この場合、市中銀行への利払いは新たな県民負担になってしまうという、この3点を挙げてございます。

このため(3)でございましてけれども、来年4月に公社に貸し付けた県の貸付金につきまして、土地売却収入、公社準備、公社保有地から弁済を受けた上で、差分につきまして債権放棄をさせていただきたいと考えているところでございます。この歳入欠陥については、土地開発基金を取り崩して補填をするため、新たな県民負担は生じないということでございます。具体的な債務処理のスキームは、次のページで御説明をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。下のフロー図でございます。総務委員会では下の⑥、議案第42号の防災対策基金の創設についてお諮りをするものでございますが、他の三つの議案につきましては、産業振興土木委員会で御説明させていただくこととしてございます。

まず①につきましては、今年度当初に県から公社へ30億円余りを貸し付けているものでございます。これに対し、公社が土地売却収入や準備金で弁済に充てられるものが②でございます。また②' でございますけれども、公社所有地が時価ベースで1億7,300万円余りでございます。この土地を代物弁済をしていただき、県として取得しようとするのが議案第94号でございます。②と②' によりまして、現金及び代物で弁済をしていただくわけですが、①で貸し付けた額の全額は償還をされないということになってしまいます。この残額が③のとおり18億4,100万円余りとなりまして、議案第93号で債権放棄をさせていただき、また債権放棄の結果、県の歳入に穴があくということになりますので、この歳入欠陥に対応するため④のとおり、土地開発基金を20億円余り取り崩して補填をしたいと考えているところでございます。

さらに、土地開発基金は基本的に地価の高騰に対応するものということでございますので、長年活用実績がなかったということを踏まえまして、⑤のとおり廃止をすることいたしました。これは議案第86号でございます。その上で⑥のとおり、土地開発基金の残余と運用益、合わせて28億4,100万円余りを積み立てまして、新たに防災対策基金を設置をしたいと考えてございます。こちらが議案第42号でございます。

なぜ防災目的かということにつきましては、昭和44年に設置をして以来長年積み上がってきた土地開発基金の使途を考えましたときに、現在においてニーズが高く、その必要性から一時的に集中して負担が生じるものの、将来にわたって効果をもたらす事業に活用することが最もふさわしいという考え方に基つきまして、目的を防災対策としたところでございます。これにより財政負担の平準化を図りながら、ハード整備を中心とする防災対策を加速化して、今後50年、100年間にわたる事業効果の発揮につなげてまいりたいと考えているところでございます。またこうしたことから、新たな防災対策基金は財政調整的基金の一つに位置づけさせていただきたいと考えてございます。

財政課からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 県債の内訳に行政改革推進債があるんですが、自主的な行政改革によって財政の健全化が図られることを条件に発行することができるわけですがけれども、自主的な行政改革による財政の健全化が図られると見込まれる分というのは、どのような見直しによって、そういうことが想定されているのか、教えていただけますか。

◎永渕財政課長 行政改革推進債を発行するそのもととなる、見直しの額だと思っておりますけれども。

◎坂本（茂）委員 額と内容。

◎永渕財政課長 スクラップアンドビルドを今年度特に力を入れて行ってまいりました。その額をもとに、これだけスクラップをして将来負担が減るだろうということを、過去数年分を積み上げた額が将来的な発行可能額となります。内容につきましては、スクラップアンドビルドで行っている内容ということでございます。

◎坂本（茂）委員 予算編成の概要欄を見たらその分野はわかるわけですが、そうしたら、積み上げ分の範囲の中でという、例えば過去何年間とか、それを将来にわたってどれぐらいとか、何かそのような基準みたいなものあるわけですか。

◎永渕財政課長 今後の発行可能額がどれくらいあるかというのを、こちらのほうで推計をしております。行政改革推進債については、事業に県債を発行して、例えば70%充当します。残りの30%のすき間といいますか、充てていないところに行政改革推進債を充てることができるという仕組みになっておりまして、そういう意味では個別の事業の、今申し上げたようなすき間を集めて、そこに行政改革推進債を充てていくという形になります。過去数年分の積み上げたものを、どんどん行革債を発行すればするほど、発行可能額が将来的にはどんどん小さくなっていくという。スクラップアンドビルドをその分、続けていく必要があるということかと思えます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ、いわゆる財政調整的基金を、この間のいろいろ地方交付税の見直しというか、中央のほうがいろいろ、せつかく地方が一生懸命積み立ててきたものを、貯金があるではないかということで、減額しようとしているような理屈とかいろいろあって、この間、議会でも議論があつてきたところですけども。これは市町村振興課になるのかもしれませんが、聞くところによると、市町村が、この際それを指摘されることを逃れるために、財政調整的基金を取り崩しているというような動きがあるというふうに、今回の予算編成において話聞くんですけど。それに対しては、地方から反論をしているわけだから、あえてそんなことをしなくてもいいのではないかというふうな話もするんですけど。そういう動きというのは市町村に見られているんですか。

◎梶総務部長 従来から県民、市町村の住民の皆さんの福祉の向上のために、基金も含めて積極的な予算編成をしましょうということは、県からも呼びかけさせていただいております。この基金の問題があるなしにかかわらず、そういう呼びかけをさせていただいてると、あとは市町村がこの基金をめぐる状況をごらんになって、基金を使って住民の皆さんにサービス提供をふやしたほうが良いというふうに判断をしておられる側面が、ないとは言えないと思えますけれども。結局基金をどう取り崩すか、どういう事業に充てるかというのは、各市町村の御判断なので、ちょっとわからないというのが実態であります。

◎坂本（茂）委員 今の部長の話の聞くと、これまでもいわゆる財政調整的基金を活用しながら、住民サービスを確保していくというようなことについては言われてきたと。だ

から今回のことも、財政調整的基金を取り崩してでもやりましょうということを県が言っているというふうな言い方をしている市町村があったものですから、いやそんなことはないでしょうというふうに言ったんですけれども。ちょっとその辺誤解があったらいけませんので。

◎梶総務部長 財政調整的基金かどうかは別にして、国政において基金がたまっているという議論がありますと。基金をためていることが、どのように受けとめられてるかということは説明をしています。地方には交付税をもらいながら、貯金をためているのではないかというようなことを、都会の人はおっしゃってるということは、私どもから市町村に説明します。そのことと、従来から基金も使って、住民の皆さんへのサービスを提供していくというのは必要なことではないでしょうかというのは、これはもう随分前から言わせていただいております。

国による基金の議論が始まる大分前から、どちらかといえば市町村の基金というのは安定的に推移してるということは、私どもとしても把握をしておりましたので。国から交付税を減らすぞという話があるからということでは全然ありませんけれども、基金をどんどんためていくということも大事かもしれないが、住民の皆さんにサービスを提供していくということも大事ですよということは申し上げたことがありましたので。私も市町村の幹部にそういうことを申し上げたことがありましたので、そういうメッセージが、今委員がおっしゃった市町村から聞くお話に、転化していつているのかもしれないなというふうに感じたところであります。

◎坂本（茂）委員 最後一つ。先ほど言われた防災対策基金が、主にハード整備の面というふうなことを言われましたけれども。今後の活用の仕方、何かスキームみたいなものは。例えば、県の事業にだけ使うのか、あるいは、市町村が緊急防災・減災事業債だけではちょっと対応できないので、こういうふうな事業をやりたいけれども、これが使えないかとか、いろいろ出てきたときに、市町村事業に対しても何らかの活用はあり得るのか、その辺のところはどうでしょうか。

◎永渕財政課長 現時点で明確に県有施設でないといけないとか、市町村に対する補助を否定するということまで詳細は固まっておられません。といいますのも、今回財政調整的基金ということに位置づけるということもございますのは、用途を南海トラフ地震対策基金のように県有建築物に限ったり、こころざし基金のように幼稚園、保育園の高台移転に限るということにはしてございませんので。そういった意味で現時点では、非常に幅広い用途に充てられるようにしているという意味で、必ずしも市町村への補助でありますとか、多様なパターンを排除しているわけではございません。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩とします。再開は午後3時15分とします。

(休憩 15時0分～15時15分)

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈税務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、税務課の説明を求めます。

なお、林業環境政策課の坂本課長も同席しております。

◎川崎税務課長 税務課でございます。税務課からは、一般会計の平成30年度の当初予算案と、平成29年度の補正予算案、そして収入証紙等管理特別会計の平成30年度の当初予算案と、平成29年度の補正予算案、また2件の条例改正議案につきまして御説明申し上げます。

まず、平成30年度の一般会計当初予算案について御説明申し上げます。お手元の資料②、当初予算議案説明書の45ページをお願いいたします。

平成30年度の歳入につきましては、景気が回復基調にあるとされておりますことから、県税収入と地方消費税の清算金収入を合わせまして、平成29年度の当初予算との比較で4億2,000万円余りの増を見込んでおります。平成30年度の県税収入につきましては、平成29年度の当初予算とほぼ同水準の659億円余りを見込んでおります。

主な税目につきまして、御説明申し上げます。まず、上から3番目の個人の県民税でございます。県内の雇用者数が増加傾向にありますことから、均等割と所得割の納税義務者の増加が見込まれることと、配当割と株式等譲渡所得割につきましても、株式市場の活況が見込まれることなどから、平成29年度の当初予算と比較しますと率にして1.9%、4億1,000万円余りの増となる、217億6,000万円余りを見込んでおります。

その下の法人の県民税と、1番下の法人の事業税の、いわゆる法人2税でございますが。平成29年度は景気が回復基調にあると見込まれていることから、増収を見込んでおりましたが、設備投資の増加や株式の売却益の減少などの法人の個別事情によりまして、複数の大口法人の申告税額が大幅に減少しましたことから、法人2税で12億2,000万円余りの減となる見込みでございます。

平成30年度につきましては、県内の景気が回復しているとされておりますことから、企業の業績向上によりまして、平成29年度の決算見込み額を率にしまして3.8%、5億5,000万円余り上回る見込みですが、平成29年度の当初予算と比較しますと、法人県民税では率にして2.4%、5,900万円余りの減となる24億1,000万円余りを、また、法人事業税では率にして4.7%、6億1,000万円余りの減となる125億1,000万円余りを見込んでおります。

46ページをお願いいたします。1番上の地方消費税につきましては、平成29年度には設備投資が原因と見られる多額の還付金が発生するなど、当初予算と比較しますと率にして

4.5%、約5億5,000万円余りの減と見込んでおります。平成30年度は県内の景気が回復しているとされておりますことから、平成29年度の決算見込み額を率にして2.5%、2億9,000万円余り上回る見通しですが、平成29年度当初予算との比較では率にしまして2.1%、2億6,000万円余りの減となる、120億7,000万円余りを見込んでおります。

次に、自動車取得税でございますが、平成29年度から自動車の新車登録台数と中古車販売台数の増加傾向が続いておりますことから、平成29年度の当初予算と比較しまして、3億円余りの増となる9億5,000万円余りを見込んでおります。

47ページをお願いいたします。上から2番目の自動車税でございますが、長らく減少を続けておりました自動車税の課税台数が、平成29年度に増加に転じたことから、平成30年度も今年度と同水準で推移すると見込みまして、平成29年度の当初予算と比較して率にして2.1%、1億5,000万円余りの増となる77億9,000万円余りを見込んでおります。

次に、下から5番目の地方消費税清算金でございます。各都道府県内の税務署に申告納付されました地方消費税は、国から各都道府県に払い込まれますが、その税収を最終消費地に帰属させるために、消費に関連したデータに基づいた基準によりまして、都道府県間で清算を行います。平成30年の税制改正により、生産基準の見直しが予定をされておまして、地方消費税の納税地と最終消費者の住所が一致しないデータとしまして、県域を越える持ち帰り消費や、売上げが本店に一括計上される小売販売額などのデータや、非課税取引である福祉や医療などのデータを統計データから除外するなどの見直しが行われることになりました。本県にとりましては、小売販売額などのデータが削除されることでの増の要素がある一方で、福祉医療が除外されることでの減の要素もあることから、本県のシェア率は若干の増となる見通しとなっております。

また平成30年度につきましては、景気の回復によりまして、全国の地方消費税の税収が増加する見通しでありますことから、平成29年度当初予算と比較しますと率にして1.5%、4億円余りの増となる269億5,000万円余りを見込んでおります。

各税目とも直近の実績や景気動向、個別の変動要因などを加味しながら見込んでおりますが、今後の動向には十分注意してまいります。以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。49ページをお願いいたします。

税務課の歳出予算につきましては、前年度と比較しまして4,200万円余りの増となる、総額23億5,700万円余りとなっております。歳出の主なものとしましては、右の説明欄に沿って御説明申し上げます。

まず、人件費でございますが、税務課と県税事務所の職員138名の給与でございます。

次に、賦課徴収費につきましては、税務課と県税事務所におきまして、県税を賦課徴収するために必要となる経費でございます。

上から3番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストアでの県税の収納業務を

収納代行業者に委託するための経費でございます。

四つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金のうち、県職員では回収が困難となっております債権を、専門知識と回収のノウハウを有する弁護士に回収業務を委託することで、債権回収を促進しようとするものでございます。

50ページをお願いいたします。二つ目の地方税電子申告システム運用等負担金につきましては、全国の自治体にかかわる税務データや、電子申告などを協働処理するために設立されました地方税電子化協議会の本県の会費と、協議会が運用管理をしまして全自治体が共同利用をしております法人2税の電子申告システムと、国政データの提供を受ける国税連携システムの運用保守経費に対する本県分の負担金でございます。

次の、O S S 都道府県税協議会負担金につきましては、都道府県が会員となり、運輸支局で自動車を登録する際に行う自動車税と自動車取得税の申告を、電子申告するためのシステムの運用保守を行う協議会に対する負担金でございます。

次の、二つ下の地方消費税徴収取扱費負担金につきましては、地方消費税が国税である消費税とともに税務署に申告納付されまして、その後国から都道府県に払い込まれますことから、国において地方消費税の賦課徴収に要する経費としまして、地方税法の規定に基づいて算定しました額を県から国に支払うものでございます。

次の、納税促進費につきましては、市町村や特別徴収義務者に対する交付金や、税に関する知識の普及や啓発活動など、県税の収入確保のために必要となる経費でございます。

二つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金と、三つ目の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村や、軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店などに対しまして、地方税法の規定などに基づいてそれぞれ交付するものでございます。

次の、税務電算事業費につきましては、県税の賦課徴収に係る一連の事務を、システムで処理を行うために必要となる経費でございます。

1番目の電算システム修正等委託料は、税制改正などに伴いまして税務総合システムの修正などを委託するものでございます。

次の、電算システム運用管理等委託料は、国から提供されるデータの処理や、県域を越えて申告納入される税目に関するデータの処理の委託などの経費でございます。

三つ目の税務総合システム運用保守委託料は、県税を賦課徴収するための業務を処理するための、税務総合システムの運用保守業務を委託するものでございます。

51ページをお願いいたします。上から2番目の収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、後ほど特別会計の部分で御説明いたします。

次の、諸支出金につきましては、本県で収納しました県税を都道府県間で清算を行うために要する経費や、県税収入を地方税法の規定によりまして市町村に交付するための経費、そして過誤納金の還付に要する経費でございます。

主なものにつきまして御説明いたします。1番目の地方消費税清算金は、各県で納付されました地方消費税を最終消費地に帰属させるために清算を行った際に、高知県から他県に支払う清算金でございます。

次の、利子割交付金から7番目の自動車取得税交付金までの六つの交付金につきましては、本県で収納しました県税の一定割合を、地方交付税の規定に基づきまして市町村に交付するものでございます。

1番下の県税還付金等支出金につきましては、一旦納付された県税が納め過ぎとなった場合や誤って納められていた場合に、過誤納金として納税義務者に還付するための経費でございます。一般会計につきましては、以上でございます。

次に、平成30年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案について、御説明を申し上げます。飛びますが、752ページをお願いいたします。

自動車を登録する際に課税されます自動車取得税と、新規登録する際に月割で課税される自動車税を納付する方法は、地方税法の規定によりまして、税額に相当する証紙を申告書に張りつけて納付することとされておりますが、この証紙の張りつけにかえまして、税額に相当する金額を証紙代金収納機によって申告書に表示する方法での納付が認められておりますので、この方法による受け入れを特別会計で処理しております。

まず歳入でございます。証紙収入としまして12億6,000万円余りを計上しております。

その内訳としましては、収入証紙の売りさばき代金に相当します始動票札交付料は、12億5,000万円余り。繰入金として一般会計から繰り入れられる、収入証紙の売りさばき手数料に相当します収納計器取扱手数料が900万円余りとなっております。平成29年度と比較しますと、1億6,000万円余りの増となっております。

753ページをお願いいたします。次に歳出でございますが、歳入の12億6,000万円余りの全額を繰出金としまして、一般会計に繰り出しまして、自動車取得税と自動車税の税収としております。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算案につきまして御説明申し上げます。お手元の資料④、議案説明書補正予算の20ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、本年度の当初予算を見積もった昨年1月の時点では、景気の回復基調による県税収入への影響や税制改正の影響を考慮しまして税収を見込んでおりましたが、配当割や株式等譲渡所得割、そして自動車での車体課税などで当初の見込みを上回る増収となる見通しとなりました。一方で個人県民税や法人2税、地方消費税などは当初の見込み額を下回る見通しとなりまして、県税全体としましては、11億8,000万円余りの減が見込まれますので、予算の補正をお願いするものでございます。

それでは増減額の大きい税目につきまして、御説明申し上げます。上から3番目の個人の県民税でございますが、合計で8,700万円余りの増額となっておりますが、右の説明欄を

ごらんください。均等割と所得割につきましては、県内の雇用者の増加による増を見込んでおりましたが、納税義務者の増加によって均等割は増となったものの、所得割が当初の見込みほどには伸びず、3億3,000万円余りの減を見込んでおります。また、株式市場が好調であったことなどから、配当割が8,000万円余り、株式等譲渡所得割が3億4,000万円余りの増を見込んでおります。

次の、法人県民税と1番下の法人事業税の法人2税でございますが、当初予算の歳入で御説明しましたとおり、設備投資や株式売却益の減少などによりまして、複数の大口法人での納税額が大きく減少したこともありまして、法人県民税で1億4,000万円余りの減、法人事業税で10億7,000万円余りの減を見込んでおります。

次の、県民税の利子割でございますが、預金利率が高かった郵便貯金の定額預金が満期を迎えたことなどから、1億1,000万円余りの増を見込んでおります。

21ページをお願いいたします。1番目の地方消費税でございますが、当初予算の歳入で御説明しましたとおり、景気の回復が見込まれておりましたが、設備投資が原因と見られる多額の還付が発生したことなどから、5億5,000万円余りの減を見込んでおります。

下から3番目の自動車取得税でございます。自動車の販売台数の増加や、エコカー減税の適用基準の厳格化による減税対象となる台数の減少などから、2億6,000万円余りの増を見込んでおります。

22ページをお願いいたします。上から2番目の自動車税でございますが、長らく減少を続けておりました自動車税の課税台数が増加に転じたことから、1億3,000万円余りの増を見込んでおります。

次に、県税以外のものとしまして、下から4番目の地方消費税清算金でございます。県内の税務署に申告納付されました地方消費税は、国から都道府県に振り込まれました後に、最終消費地に税収を帰属させるために都道府県間で清算を行いますが、これは他県から払い込みを受ける額でございます。全国的に景気が回復基調でありますことから、各県からの払い込みの見込みが、当初の見込み額を上回る見通しとなりまして、2億9,000万円余りの増を見込んでおります。

以上によりまして、歳入全体で8億9,000万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正につきまして、御説明申し上げます。23ページをお願いいたします。香美市から税務課に1名、いの町から中央東県税事務所に1名の計2名の職員が派遣をされておりまして、この2名の派遣職員の人件費に相当する額としまして、930万円余りを市町村派遣職員費負担金としまして、派遣元の香美市といの町に支払うためのものでございます。

次の、繰出金につきましては、自動車取得税と月割の自動車税の税収が当初の見込みを

上回る見通しとなりまして、これに連動して収納計器取扱手数料も増額となるため、繰出金78万円の増を見込んでおります。

続きまして、諸支出金でございます。一つ目の地方消費税清算金は、各県に納付されました地方消費税を最終消費地に帰属させるために清算を行った際に、高知県が他県に支払うこととなる清算金でございますが、本県に収納されました地方税の伸びが当初の見込みを下回ったことから、3億3,000万円余りの減を見込んでおります。

次の、利子割交付金など四つの交付金につきましては、地方税法の規定に基づいて、それぞれの県税収入の一定割合を市町村に交付するものでございますが、税収の増に伴いまして5億2,000万円余りの増を見込んでおります。

以上によりまして、歳出全体で2億円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

次に、平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計の補正予算案について御説明を申し上げます。367ページをお願いいたします。自動車取得税と月割による自動車税の税収を増と見込んでおりますことから、始動票札交付料と一般会計から繰り入れます収納計器取扱手数料が合計1億5,000万円余りの増となる見込みとなりましたので、増額の補正をお願いするものでございます。

368ページをお願いいたします。歳入の増額に伴いまして、歳出の一般会計繰出金を歳入と同額の1億5,000万円余りが増となる見込みとなりましたので、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、高知県条例の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。条例補足説明資料の総務部の青いインデックスの中に、赤いインデックスで税務課とありますところの1ページをお願いいたします。

この条例改正は森林環境税に関するものでございます。森林環境税は、森林の持つ水源の涵養など公益的機能の低下を防止し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民の理解と協力のもとに、森林環境の保全に取り組むための財源を確保するために、平成15年度に導入されました。この森林環境税は、個人と法人に対する県民税の均等割に一律500円を上乗せする方法によりまして、課税期間を5年と定めて、現在5期目に取り組んでいるところですが、今年度が第3期の最終年度になりますことから、さまざまな検討を行いました結果、森林環境税の課税を今後も継続する必要があると判断をいたしまして、引き続き平成35年3月31日までの5年間の延長を行おうとするものです。

2の(2)にありますとおり、税率を現行のとおりとしまして、用途につきましても現行のとおり、森林環境保全を進める事業と、県民の皆様の森林への理解とかかわりを深め広げる事業の二本立てとしておりますが、具体的な充当先は平成30年度当初予算案の林業振興・環境部の予算に計上されております。

なお(3)の県民世論調査などは、後ほど説明します国の森林環境税の内容が判明する

前に行ったものでございます。1月に実施しましたパブリックコメントでは、県の森林環境税の継続に反対する意見はございませんでした。税の継続や用途の拡充を求める意見が主なものとなっております。

2ページをごらんください。平成31年度の税制改正で創設が予定されております、国の森林環境税と森林環境譲与税につきまして、その概要を説明いたします。平成30年の通常国会で森林関連法を改正をいたしまして、新たな森林管理制度を平成31年4月に創設することとしておりますが、この制度によりまして、自然的条件が悪く採算ベースに乗らない森林で、所有者に管理する意思がなく、この森林の管理を引き受ける業者がない場合に、所有者にかわって市町村みずから管理をすることが可能となります。そしてこの制度に基づく森林整備事業を、市町村が実施するために必要となります財源を確保するために、国の森林環境税と森林環境譲与税を創設することとされております。

次の、制度の概要にありますとおり、国の森林環境税は年額1,000円を、市町村が個人住民税の均等割とあわせて賦課徴収するものでございまして、平成36年度からの課税を開始するとされております。また森林環境譲与税（仮称）にありますとおり、森林現場の課題に早期に対応するために、新たな森林管理制度が平成31年度に施行されることにあわせまして、森林環境譲与税の地方自治体への譲与を、平成31年度から開始する予定となっております。この譲与に当たりましては、国の森林環境税がまだ課税されていない平成31年度から平成35年度までの5年間の森林環境譲与税の財源は、平成36年度から課税される国の森林環境税の税収を先行して充てるという考え方によりまして、5年間の財源を暫定的に交付税及び譲与税、配付金特別会計からの借入金で対応することとしておりまして、平成36年度から課税が始まる国の森林環境税の税収の一部を使って、借入金を償還することとされております。

資料には記載しておりませんが、国が示した配分基準に基づきまして、本県への配分額を試算しましたところ、平成31年度には市町村に約5億7,000万円、県に1億4,000万円の計7億1,000万円と見込まれます。その後段階的に増額されまして、平成45年度以降は市町村に約19億円、県に約2億円の、計約21億円となる見込みとなっております。

次に、国と県の森林環境税の重複について、にありますとおり、今回延長しようとする本県の森林環境税の課税期間は、平成30年度から平成34年度までを予定しておりまして、平成36年度に導入予定の国の森林環境税とは課税期間は重なりませんが、一方で平成31年度に特別会計からの借入金により、国の森林環境税の課税開始に先行して新たな森林管理制度に基づく、市町村事業に対する譲与が開始されることで、実質的に国の森林環境税の負担が始まりますことから、本県の森林環境税を使った事業との関係を見ておく必要があるかと思っております。

そこで下段の表に、現時点で明らかにされております、新たな森林管理制度により市町

村が行う事業と、本県の森林環境税による事業を対比しておりますが、新たな森林管理制度による間伐などのハード事業と、本県の森林環境税のハード事業は、対象とする森林と所有者の整備意思が異なりますことから、重複はないものと考えております。

一方で、表の右端の用途にあります木材の利用促進や、普及啓発などのソフト事業に關しましては、事業の内容が重複する可能性がありますことから、ソフト事業のあり方などにつきまして、今後の新たな森林管理制度の動向を注視をしつつ、必要となれば所要の見直しを行うこととしまして、改正条例の附則に検討条項を定めることとしております。

以上が、県税条例の一部を改正する条例議案の内容でございます。

次に、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。議案補足説明資料の3ページをお願いいたします。企業立地促進法とその法律に関する総務省令の改正に伴いまして、一定の要件を満たした不動産を取得した事業者に課税される不動産取得税を課税免除した場合に、その減収分の一定額を地方交付税により補填する要件が改正されました。これまでの企業立地促進法による同意集積区域において、製造業を営む事業者などが取得した不動産に対する不動産取得税の課税免除に関する要件は、課税免除した額に対する地方交付税の減収補填の対象となる要件と同じ内容としておりまして、課税免除を適用すると同時に減収補填の対象となる規定となっておりますので、減収補填に関する今回の法律と省令の改正内容に応じまして、条例の規定を改正しようとするものです。

2の、法律改正の概要をごらんください。昨年、現行制度と根拠法となる企業立地促進法が改正されまして、都道府県が策定し主務大臣の同意を得た基本計画に基づきまして、各種の支援措置を講じることとなり、法律の名称も「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されました。またこれまでの対象事業を製造業などに業種を限定していたものが、今回の改正によりまして対象となる業種を指定せずに、地域の特性を生かして高い付加価値を生み出す地域に経済波及効果を及ぼし、地域経済を牽引する地域経済牽引事業が対象となりました。

4ページをお願いします。本県の基本計画は、平成29年12月22日に主務大臣の同意を得ました。まず支援措置の対象となる同意促進区域は、県下全域を対象としております。この制度における減収補填の対象となる地域経済牽引事業として、本県の基本計画で定める承認要件は資料の中ほどにありますように、まず一つ目の要件として地域の特性を活用するものとして、枠内にある①から④のいずれかに該当するもので、その具体例は右の枠内にあるとおりとなっております。そして二つ目の要件は、高い付加価値を創出すること。三つ目の要件は、経済的な効果が見込まれることとしております。なお基本計画は、県内市町村と共通の内容としております。また、今後基本計画を追加することが可能となっております。

3 ページにお戻りください。※3 の計画承認等の流れをごらんください。事業者が地域経済牽引事業を行うためには、まず事業計画に対する県の承認が必要となりまして、課税特例の適用を受けるためには、主務大臣の承認が必要となります。また対象となる不動産は、その上の表の対象不動産の欄にありますとおり、事業を行うために取得した家屋及びその敷地となる土地で、その取得価格は1 億円を超えるものとなっております。この条例改正は公布日に施行されますが、県の基本計画に対する主務大臣の同意のあった平成29年12月22日に遡及して適用することとしております。

以上で税務課の説明を終わります。

なお、県の森林環境税の用途に関する御質疑は、同席しております林業環境政策課からお答えさせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（な し）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 市町村振興課でございます。当課より説明させていただく議案は、平成30年度当初予算、平成29年度2月補正予算、条例議案の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の3件でございます。

まず、平成30年度当初予算について御説明をいたします。資料②、議案説明書当初予算の52ページをお願いいたします。

まず、歳入予算について御説明をいたします。歳入の主なものとしましては、7分担金及び負担金、2負担金、1総務費負担金として、市町村振興費負担金4,000万円余りを計上しております。これは県から高知県市町村総合事務組合等への派遣職員5名分の給与に係る負担金でございます。

53ページ、14諸収入、4貸付金元利収入につきましては、市町村における公共施設の整備や、合併推進のための取り組みを支援するための貸付金であります、自治福祉振興資金貸付金の元利償還金収入としまして、3億7,000万円余りを計上しております。

歳入の合計としましては、ページ下の計のとおり、4億1,300万円余りとなっております。

次に、歳出について御説明をいたします。54ページをお願いいたします。総額は1番上の段の2総務費にありますとおり、10億8,200万円余りとなっております。前年度と比較いたしまして、3,800万円余りの減となっております。減となりました主な要因としましては、事務事業の見直しにより、自治福祉振興資金貸付金を廃止し、新たに市町村財政安定化資金貸付金を創設したことに伴う減などがございます。

歳出予算の内容につきまして、まず、総務費のうち市町村振興費について主な項目を御説明をいたします。54ページ右の説明欄をごらんください。2行財政運営支援費につきましては、市町村の行財政運営について適切な助言支援を行うための経費でございます。

三つ目の電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係る委託料でございます。

1番下の項目の市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づきまして、市町村長に権限移譲しております事務の処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものでございます。

55ページをお願いします。1番上の項目、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金でございます。これにつきましては、別途資料を用意してございます。青色のインデックス総務部の議案補足説明資料の中、市町村振興課の赤いインデックスの1ページをお願いいたします。

この交付金は、高知市を中心としまして県内全市町村を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」の取り組みを着実に推進し県勢浮揚につなげていくため、国の要綱に基づく連携中枢都市圏の圏域外となり、特別交付税措置がなされない13市町村に対しまして取り組みが停滞することのないよう、事業の実施に要する経費について県から交付金を交付するものでございます。

具体的には、次のページに主なものを記載してございますが、各市町村が実施をする、二段階移住を推進するための移住相談会の開催に要する経費や、インバウンド観光を推進するための環境整備に要する経費、日曜市出店に係る経費などに対して交付をしていく予定としており、総額で2,700万円余りを見込んでおります。

元の議案説明資料②にお戻りいただきまして、55ページの3住民基本台帳ネットワークシステム事業費について御説明をいたします。住民基本台帳ネットワークシステムでは、住民基本情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報、住民票コード、マイナンバーと、それらの変更情報を記録保存し、法令や条例に基づく事務における本人確認に利用しており、これにより住民の利便性の向上や、自治体における事務の効率化が図られております。

当課の予算としましては、システムの運用及び保守に係る経費としまして、保守管理委託料を、また、地方公共団体が共同して運営する組織である、地方公共団体情報システム機構に対して、本人確認情報の処理事務等に要する経費を負担金として計上しております。

次に、4市町村財政支援事業費でございます。まず、市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボとハロウィンジャンボの収益金を、公益財団法人高知県市町村振興協会に交付するもので、各市町村への貸し付けや、共同で行う事業の財源として活用されております。

次の、市町村財政安定化資金貸付金については、同じく資料を用意してございますので、

青色インデックス総務部の議案補足説明資料、市町村振興課のインデックスの3ページをごらんください。

まず経緯でございますが。県では昭和52年以降、自治福祉振興資金としまして、市町村の行うまちづくりの推進や市町村合併への取り組みを支援するため、低利での貸付事業を行ってきております。しかし、近年は地方債制度のメニューが充実されてきたことや、民間からの借り入れ金利が低下していることなどによりまして、県内市町村が県から借り入れを行うニーズが減少してきているという状況でございます。実際、資料の中ほどの表にもございますとおり、貸付事業実績は総額も低下の一途をたどっている上、その多くを占めているのが、今年度までとしていた合併支援資金であるという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、依然として市町村におけるニーズの高い不測の歳入欠陥への対応や、公債費負担の軽減に向けた取り組みに係る貸付に重点化をしていくため、自治福祉振興資金を廃止し、新たに市町村財政安定化資金貸付金を創設しようとするものでございます。

その内容としましては、資料の下段にございますとおり、大きく三つのメニューを設ける予定としております。

一つ目は、歳入補填資金としまして、本県市町村の歳入の大きな割合を占め、かつ当初予算段階では正確に見込むことが難しい、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が、当初予算計上額よりも減少することとなった市町村に対しまして、その歳入欠陥を補填するため、資金を貸し付けるものでございます。

二つ目は、公債費負担適正化資金としまして、実質公債費比率の高い市町村に対し、公債費負担の軽減のために行う地方債の繰上償還に要する経費を貸し付けるものでございます。

三つ目は、緊急財源対策資金としまして、基金残高が少ない市町村において、当初予算時には想定できなかった公共施設等の維持修繕など緊急に行う必要が生じた場合に、その財源となる資金を貸し付けるものでございます。

こうしたメニューによりまして、県内市町村が安定的に必要な行政サービスを実施していくことができるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料②にお戻りをいただきまして、55ページ下段の2番の選挙費でございます。1選挙管理費の右の説明欄、1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

56ページの中ほどにございます、2の明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である小中学生や、高校、大学の若者を対象とした出前授業や、若者と議員との意見交換会、若者を対象とした参加型学習会などの各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などを計上しております。

次に、その下の選挙執行管理費につきましては、平成31年4月の任期満了に伴う県議会議員選挙の執行に要する経費でございます。投開票場やポスター掲示場の設置などの経費を市町村に交付する市町村交付金や、事務費等として平成30年度中の準備作業に必要な予算を計上しております。

続きまして、58ページをお開きください。債務負担行為でございます。先ほど御説明をいたしましたとおり、県議会議員選挙は平成31年4月に予定されておりますことから、その準備作業は、平成30年度から平成31年度にかけて継続した取り組みが必要なものもでございます。ここではそうしたものとしまして、啓発用広告制作等委託料565万8,000円について債務負担行為を計上しております。平成30年度当初予算に関する説明は、以上でございます。

続きまして、平成29年度補正予算を御説明いたします。資料④の議案説明書補正予算、24ページをお願いいたします。1番上の2総務費でございますとおり、歳出予算としまして総額1億3,400万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

主な項目としましてページ右の説明欄のところですが、まず、1の行財政運営支援費について、広域行政支援事業費補助金300万円の減額は、補助対象事業が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、2の住民基本台帳ネットワークシステム事業費について、本人確認情報処理事務等負担金の462万円の減額は、地方公共団体情報システム機構の平成28年度決算の確定により、平成29年度の都道府県負担分が縮減されたものでございます。

次に、3の市町村財政支援事業費について、市町村振興宝くじ交付金の1億2,700万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上額が当初予算の見込みを下回ったことによるものでございます。補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、条例議案について御説明いたします。議案第50号高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。資料⑤の42ページでございますが、別途資料を用意してございますので、そちらで御説明をさせていただきます。

青色のインデックス総務部の議案補足説明資料、市町村振興課のインデックスの4ページ目をお願いいたします。

まず、条例改正の目的でございます。公職選挙法におきましては、これまで都道府県議会議員の選挙における選挙運動のためのビラの頒布は禁止をされておりましたが、昨年6月に公布をされました公職選挙法の改正によりまして、平成31年の統一地方選挙から都道府県議会議員選挙においてビラを頒布することが、1万6,000枚を上限に認められることとなったところでございます。あわせて、県の条例で定めるところによりまして、この頒布するビラの作成費について、一定の範囲内で公費負担することができるとされたところで

ございます。

県では、これまでこうした公費負担を行うことは、資金力のある候補者が有利になるということがないようにし、候補者間の選挙運動の機会均等を図るということに資するものであるという考え方から、条例により公費負担を行うことのできる事項については全て条例を定め、公費負担をすることとしてきております。

今回の条例は、同様の考え方から、このたびの公職選挙法改正により新たに認められた都道府県議会議員選挙において頒布するビラの作成費について、公費負担をすることができるよう、必要な改正を行うものでございます。

具体的内容としましては、高知県議会議員選挙の候補者につきまして、法定の得票数を獲得し、供託物が没収とならない場合に限り、ビラ1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができることとするものでございます。

施行期日につきましては、改正公職選挙法の施行日と同日の平成31年3月1日とし、それ以降に告示される選挙から適用することとしております。以上が条例議案に関する説明となります。

当課からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 ビラについて、1万6,000枚配れるということですが、どのような内容のビラをつくっていいのか。いろいろ制限があると思うけれども。

◎神田市町村振興課長 ビラの記載内容については、特段の制限はないので。政権の宣伝や投票依頼のためなどにも使用できるということですが、虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるようなことは、記載はできないということとなっております。

◎三石委員 もう少しわかりやすく、詳しい解説というか、そういうものをつくって皆さんに知らしめるというか、そういう手だてはするんですか。

◎神田市町村振興課長 少し詳細を記した資料ございますので、そちらをお配りさせていただきたいと思っております。

◎三石委員 ぜひ、詳細を記したものを示してもらわないと。いちいち聞きに行って、これはどう、あれはこうとなりますから。できたら詳しく、こういう範囲内でと解説したものを回してもらったらありがたいです。

◎神田市町村振興課長 手元にある資料をお配りをさせていただく方向で。

◎坂本（孝）委員長 ちょっと補足的に言うと、選挙運動用ビラですから、この中身は、俺に任せとか、そんなのはオーケーなんですよ。三石文隆に投票をお願いしますもオーケー。けれど、問題は配布時期。この配布時期が選挙運動期間中でないと。選挙運動期間前に出すと事前運動になる。違反になっていくから。選挙運動期間中だけに認められる、選

挙運動用ビラですから。選挙運動用のはがきとしてです。

◎**神田市町村振興課長** 実際は、選挙の告示のときに証紙をお配りします。それを張っていただいたビラだけが、この県の公費負担の対象になるということになりますので。それ以降に実際はビラを頒布できるという形になると思います。

◎**三石委員** 証紙を配るわけね。

◎**神田市町村振興課長** はい。

◎**三石委員** この枚数だけ証紙を張って、選挙の期間中だったら配ってよろしいと。

◎**神田市町村振興課長** そういうことでございます。

◎**坂本（孝）委員長** 証紙は配ってもらえる。印刷費も出るんでしょう。

◎**神田市町村振興課長** 印刷費につきましては、当然印刷会社に各候補者の方から依頼をされることになると思いますが、その作成代金の請求。あくまでこの供託物の没収点以上の票数を獲得されたということが正式に確定する日、具体的には投票日の恐らく3日後ぐらいに選挙会というのを開催しまして、そこで正式に確定しますが、その日で没収にならないことが決定をいたしましたら、県のほうに印刷会社のほうから請求をしていただくという形になろうかと思えます。

◎**三石委員** 結局、印刷費は12万160円以内というですね。

◎**神田市町村振興課長** 単価が決められておりますので、その範囲内ということになります。

◎**前田委員** 関連して。これ証紙の枚数も1万6,000枚ということは、国政選挙みたいに私費でつくる分というのは、基本的には想定をしてないということですよ。

◎**神田市町村振興課長** 1万6,000枚というのはもう法で決められていますので、その範囲内でやっていただくしかないということです。

◎**土居副委員長** れんけいこうち広域都市圏の事業、同じ事業が他の複数の市町村である場合、大体同じ金額なんですけど、日曜市の出店事業に関して、黒潮町、四万十市、三原村とあって、どれも出店に係る旅費なんですけれど、四万十市だけ旅費等となって、極端に金額が少ないのですが、この辺の金額の差はどういう事情があるんですか。

◎**神田市町村振興課長** 旅費以外に、恐らく若干の事務費が入っているということだろうと思います。基本的には、日曜市のところに各市町村がブースを構えて出店ができるということに関する費用ですので、主なものは旅費で、細かい事務費が入ってくるかどうかだと思います。あとは市町村によって何をやるかが変わってくると思いますし、それによって金額は多少差があるということなんだろうと思います。

◎**土居副委員長** 旅費以外にもお金が要るんでしたら、金額がふえるのが普通だと思うんですけど、この場合逆になっているんですけど。

◎**神田市町村振興課長** 当然、想定している回数だとかが違うと思いますので。単純に旅

費の金額が、団体によって異なるんだろうと思います。

◎土居副委員長 持ち回りでずっとやるのではなくて、回数等は各市町村で年に1回のところもあれば、月1回のところもあれば、毎週やるみたいなどころもある。それはもう市町村と高知市との協議の中で決めていくということですか。

◎神田市町村振興課長 そのとおりです。実際スペースだけは確実に確保して、後それをどのように使っていくか、各市町村がどうやって分担していくかというのは、団体によって差が出ることを想定していますし、今後細かく詰めていくということになるかと思えます。

◎土居副委員長 日曜市出展で、れんけいこうち広域の事業成果を上げるという意味で考えたら、年1回ぐらいの出展で何の効果があるのかなというような気もしますけれど。意見として。

◎坂本（茂）委員 関連で。何かこれは、とにかく申請だけはしておこうみたいな、そんなのが透けて見えるような気がするんです。どのような様式で申請するとか、実績報告を含めて、書類作成とかそういったことに相当手間は要するようなものではない、あつという間にできるような様式になっていますか。

◎神田市町村振興課長 様式自体は、そんなに手間をかけてつくるという形にはなっていないです。ただ、具体的な事業の進め方、まさに日曜市に各市町村がどうやって出しているということは県もかんで、高知市もかんで、各市町村巻き込んで、この年度後半か来年前半にかけてですけれども、細かく打ち合わせをしながら具体的に決めていくということになるかと思えますので、その中で、本格的にきちんと必要な経費のみが、実際この申請に上がってくるように詰めていくということになるかと思えます。

◎坂本（茂）委員 例えば、梶原町6万2,000円だけの事業、職員交流による連携強化と能力向上事業と、名称は格好いいけれど、研修参加の旅費という、この、6万2,000円の事業とは、何なんだろうというような感じもするんですけれど。

◎神田市町村振興課長 恐らく6万2,000円も研修参加に係る旅費だと思いますので、本当に交通費だろうと思います。れんけいこうち広域都市圏事業は高知市が中心になって経費も出して行うものですので、高知市が中心になっているいろいろな企画とかそういったことをやっていく中で、周辺市町村が支出しなければいけないものがここに上がってくるというものでございます。ここに金額が計上されていないものが、その市町村として全く取り組みをしていないということでは、必ずしもないということなんだろうと思います。あとは力の入れ具合が、市町村によってまた若干異なってきますので、金額も少しちょっと差が出てくるという状況になっているかと思っています。

◎吉良委員 だから前に指摘したように、お話を伺っていると、何かきちんとした答弁じゃないんですね。だろうだとか、旅費等でしょうとか、極めて曖昧。やはり、それが問

題だということを、私は指摘していたんです。だから、高知市がやる事業だけれども、県の担当者が出ていって、きちんとそれについて説明も受けて。連携事業にこれは適当かどうかも含めて意見交換しながらやるということではなかったんですか。何かすごく、これはちゃんと話していないなというふうに、私は思ったんですけれども。そうじゃないですか。

◎**神田市町村振興課長** 正直申し上げて、各市町村と細かい、いつどこで何をやるかというのが、今の段階で完全に決まってるわけではございません。ですので、市町村から上がってきたものをベースに、今回予算の申請をさせていただいてるという状況でございます。基本的に大きな事業の内容自体は、市町村と共有しておりますので、その通り行くと思いますけれども。場合によって、今後の打ち合わせで細かいところが決まってくる部分が、まだ残されているという状況でございます。

◎**梶総務部長** 県と高知市、あとは各市町村と詰めたのは、この連携事業のメニューであります。連携事業のメニューは2ページの資料ではその主な事業内容ということで、いろんな事業名書いてありますけれども、こういった事業が、全部で20程度ございます。事業の中身自体は高知市と、あるいは各市町村と県で詰めてきました。詰めてきた内容は、高知市がやる事業に呼応して、対応して、相乗効果を増すために、各市町村が何をやるか。それは各市町村の予算計上をするんですけれども。その各市町村の取り組みに対して、県単独で、特別交付税から外れたところは支援するというのがこの交付金であります。今課長が申し上げたのは、県の予算に今回計上をしなければなりません。特別交付税は国が措置をするわけですけれども。県の予算に計上するためには、具体的に何やるかということ把握しないとイケませんけれども、現時点では予算を計上するために、財政需要が幾らかということ把握するための聞き取りにとどまっているというのが現状でございますけれども、実際にこれから交付決定、事業執行していくという段になりますと、詳細な事業を聞き取りをすると。今はどちらかといえば、詳細な事業を聞き取っているという状況ではないものですから、若干推測を交えた答弁をさせていただいておりますが、実際に交付決定する場合には、事業の内容についてもう少し詳細なものをいただきますので。そういったやりとりをさせていただく過程で、今、例えば梶原町について、6万2,000円という御指摘がありましたけれども、梶原町のものがもしかしたら6万2,000円を超えてくるかもしれませんし、1番多いのは四万十町になっておりますけれども、四万十町が実は950万円もかからなかったということになるかもしれないというふうに考えております。予算として計上させていただくために、具体の市町村ごとにどういった事業をやるのかということ議会に御説明させていただくために、市町村に聞き取りをしたレベルでの、現在の予算計上の時点だということでございます。

◎**吉良委員** ひとまず了解です。

◎梶総務部長 先ほどのビラ頒布の資料を、よろしければ今お配りしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 お願いします。

◎坂本（孝）委員長 それでは、質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 情報政策課です。

当課の当初予算について御説明いたします。お手元の当初予算及び補正予算のつづりを
ごらんいただきたいと思います。資料②、当初予算議案説明書の59ページをお願いします。

歳入予算については、後ほど御説明いたします歳出予算に連動いたしますが、主な項目
について御説明いたします。まず、7の分担金及び負担金は、県庁ネットワークの運用経
費等に対する県の公営企業局の負担金です。

次の14の諸収入は、主に給与の法定外控除に関する関係団体からの手数料と、平成29年
4月から運用開始しました、情報セキュリティクラウドの市町村などからの負担金です。

60ページをお願いいたします。歳出予算の総額は、12億500万円余りと、62ページに記載
しております前年度と比較しますと約1.6%、1,900万円余りの増額となっております。主
な内容について、60ページの右側の説明欄で御説明いたします。

まず、2の電子県庁推進費の一つ目、電算処理委託料ですが、これは給与システムなど、
基幹業務システムの運用保守に要する経費です。平成30年度は基幹業務システムのOSが
平成31年度に更新となることに備えた事前の検証作業や、元号改正の対応のための給与シ
ステムの改修などを行うこととしており、前年度と比較して4,200万円余りの増となつてお
ります。

次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続しております県庁ネット
ワークの運用保守や、職員がネットワークシステムを効率的に利用できるようにサポート
するためのヘルプデスクなどの業務に要する経費です。平成30年度は、情報セキュリテ
ィ対策のため実施した県庁ネットワークの分離作業が今年度で終了すること、ネットワ
ーク機器の更新対象が少ないことや運用経費の見直しなどにより、前年度と比較して1,700
万円余りの減となっております。

その三つ下の庁内クラウド整備委託料は、平成23年度に構築し平成28年度に再構築した
庁内クラウドサーバーを運用するための経費です。この庁内クラウドは、1台のサーバ
ーで複数のシステムを同時に稼働できる仮想化技術を導入し、サーバーの台数を削減するも
ので、今年度末にはこれまでの合計で270台余りのサーバーを10台のサーバーに集約してお
り、年間約9,000万円の経費の削減を見込んでおります。

次の社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー制度の導入に伴い、税
や福祉の業務システムと連携する統合宛名システムを運用するための経費です。この統合

宛名システムは平成27年度に構築し、平成29年7月から他の自治体との情報連携を開始しております。30年度は、全国的な仕様変更に対応した改修などを行ってまいります。

その二つ下の、地方公共団体情報システム機構負担金は、全国の地方公共団体が電算事務や研修事業などを共同で運営する組織である、地方公共団体情報システム機構への負担金です。同機構では、総合行政ネットワークや公的個人認証サービスの運用業務に加え、マイナンバー制度に関する業務を担っております。

次に、61ページをお願いいたします。二つ下の二つ目の社会保障・税番号制度システム整備費交付金は、マイナンバー制度の導入に伴い、国が構築する情報提供ネットワークシステムと、それぞれの地方公共団体が構築する統合宛名システムを連携させるため、地方公共団体情報システム機構が中間サーバーを整備し運用しております。地方公共団体はこの中間サーバーを利用して、システム間の情報連携を行っており、運用保守に要する経費を、全ての地方自治体が一定のルールで負担しております。

次の機器等維持管理費は、県庁ネットワークシステムの運用に必要な経費の使用料やネットワーク回線の使用料、1人1台パソコンやウイルス対策ソフト、オフィスソフトのリース料などになります。この中にICTを活用した業務の効率化に向けた費用が含まれておりますので、議案参考資料の青いインデックス総務部の赤いインデックス、情報政策課の1ページをお願いいたします。

県職員の働き方改革の推進の資料の中段、2の新たな取組等、ICTを活用した業務の効率化のところでございます。まず、左のウェブ会議システムについては、職員の移動時間の解消による業務の効率化等のため、専用のアプリケーションソフトを利用し、本庁と出先機関をインターネット上で接続するもので、来年度から新たにシステム導入を予定しております。予算額は、ウェブ会議システムをクラウドサービスで利用する使用料、モニターやカメラ、パソコンなど周辺機器の経費となっております。

また、その横のペーパーレス会議システムについては、本年1月から本庁舎2階の第2応接室にペーパーレス会議専用の通信環境を設け、タブレット端末で会議資料を閲覧することや、資料に専用のペンで書き込みができるといった機能のあるペーパーレス会議システムを試行しており、1月以降、庁議や中山間総合対策本部会議などにおいて、会議システムを使用しております。資料作成の事務軽減や、用紙代、コピー代等の、経費削減が見込まれることから、来年度以降ペーパーレス会議の取り組みを推進してまいりたいと思っております。来年度の予算額は、タブレット端末のリース料となっております。

資料②、当初予算の議案説明書61ページにお戻りください。右側説明欄の上から四つ目事務費は、当課が入居しております電気ビル別館の賃借料や、情報システムの調達に際し、外部の専門家から助言いただくための、調達支援アドバイザーに対する謝金などになります。

次に、3の地域情報化推進費です。二つ目の情報セキュリティクラウド運用委託料は、日本年金機構の情報漏えいやマイナンバー制度の運用に伴う、情報セキュリティの強化対策として、県と市町村などのインターネットの接続口を集約した上で、24時間体制で監視を行うなど、高度な情報セキュリティ対策を実施するために構築した、情報セキュリティクラウドの運用保守を委託するものです。歳入のところで御説明しましたが、この費用の51.7%相当額について、市町村などから負担金を徴収しております。

次の公的個人認証サービス運用負担金は、県民の皆様がインターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する公的個人認証サービスを円滑に運用していくため、システムのセキュリティ対策やヘルプデスクを設置する地方公共団体情報システム機構に対して、都道府県が一定のルールで負担するものです。

次に、4情報基盤整備費です。一つ目の総合行政ネットワーク運営協議会負担金は、全国の地方公共団体や国のネットワークと接続している、総合行政ネットワークの運営管理に要する経費を、都道府県が一定のルールで負担するものです。

次の共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの難視聴地域における共聴施設の整備に要する経費に対して補助するものです。平成30年度は、共聴施設の老朽化により改修を行う予定の3町村、3地区に対する補助を予定しております。

次の情報通信基盤整備事業費補助金は、民間事業者による光ファイバーなど、超高速ブロードバンドの整備が見込まれない地域における整備を支援するものです。先ほどごらんいただいた議案参考資料、総務部の赤いインデックスの情報政策課の2ページをお願いします。

この情報通信基盤の整備の資料は、光ファイバーなど超高速ブロードバンドの未整備地域の状況と整備に向けた取り組み、整備方法をまとめたものになります。まず資料左側の上の表は、未整備地域が残る市町村の状況になります。今年度当初の状況として、市町村全域が未整備となっているのが4町村。平成の合併前の旧村全域が未整備となっているのが2市町。市町の中心部以外が未整備が4。市町の一部が未整備が2となっております。

この未整備が残る市町村について、資料の左下に整備に向けた取り組みを記載しておりますが、全域が未整備の4町村については、いずれも今年度以降の整備が実施されることとなっております。また、土佐清水市については、現在市の中心部のみの整備となっておりますが、来年度以降未整備の7地区を順次整備する予定となっております。残る市町村については、県において市町村ごとの工程表を作成し、市町村と共有し、超高速ブロードバンドの整備に向けた検討を進めてまいります。

超高速ブロードバンド環境の整備方法、支援策としては、資料の右側に記載していますように民設方式と公設方式があり、いずれも採算性などから民間事業者による単独での整備が見込めない地域における整備に取り組むもので、上の囲みの民設方式は、市町村が民

間事業者に対して補助を行い、その事業者が整備する方式になります。県は、情報通信基盤整備事業費補助金として整備費用のうち、民間事業者の負担を除く補助対象事業費の10分の1を市町村に補助するもので、平成30年度当初予算としては、今年度から2カ年で事業を行っております、仁淀川町に対する債務負担行為の現年化をしております。

また、債務負担行為により、仁淀川町と同様に民設方式で整備を行う土佐清水市に対して、補助を行うこととしております。土佐清水市では、市役所周辺の市街地や竜串地区の一部では民間事業者による光ファイバーなど、超高速ブロードバンドなどの整備が進んでおりますが、それ以外の地域は民間事業者による単独での補助が見込めないことから、土佐清水市が民間事業者に補助を行う民設方式の整備を、4期に分けて計画的に行う予定としております。このため、市が1期分として平成30年度から31年度にかけて行う整備の、補助対象事業費の10分の1の額を補助するための予算を債務負担行為に計上しております。なお31年度以降の整備につきましても、市と連携を図りながら継続的な支援に取り組んでまいります。

次に、公設方式について御説明いたします。下の囲みの公設方式は、市町村が事業主体となって国の補助制度や過疎対策事業債を活用し整備を行うもので、県は地域情報化推進交付金として、補助対象事業費の20分の1に相当する額を後年度に交付するもので、債務負担行為により公設方式で整備を行う大豊町に対し、交付金の交付を行うこととしております。

公設方式により整備を行う場合、国の補助や過疎対策事業債、県からの交付金を合わせますと、市町村の実質負担は1割程度となりますけれども、整備後には多額の管理運営費の経費を要します。このため交付金は、こうした管理運営に要する経費等に充当していただくことを目的としております。

今回の交付対象である大豊町では、平成30年度から2期に分けて計画的に整備を行う予定で、当該債務負担行為額は平成30年度の1期分の事業費の20分の1に相当する額を、平成31年度に交付をするものになります。なお、第2期分での整備につきましても、町と連携を図りながら必要な支援に取り組んでまいります。

当初予算議案説明書の61ページに戻りください。下から二つ目の情報ハイウェイ運用費については、民間事業者が提供する情報通信サービスを高知県情報ハイウェイとして、使用するための経費です。この情報ハイウェイは、現在の利用契約が平成32年3月末までとなっておりますので、32年度からの次期情報ハイウェイについて、来年度外部有識者を含めた検討会を立ち上げ、検討を行ってまいりたいと考えております。以上が、情報政策課の平成30年度当初予算の概要でございます。

次に、補正予算について御説明いたします。お手元の資料④、補正予算議案説明書の26ページをお願いいたします。情報政策課の歳出の補正額は、6,200万円余りの減額となって

おります。右側の説明欄で、主な項目を御説明いたします。

1の電子県庁推進費です。一つ目の電算処理委託料は、入札により事業費の減額となったものになります。

次のOA講習実施委託料は、県庁内で使用しておりますオフィスソフトとして、今年度から経費の削減を図るため、これまでとは異なる新たなソフトを導入しており、この新規ソフトの導入に伴いソフトウェア会社が昨年度と同様にプレゼンテーションやポンチ絵作成のための操作研修を実施したことにより、85万円全額が不用となったため減額するものであります。

また、機器等維持管理費については、ネットワーク機器や回線使用料、通信料の所要額が当初の想定を下回ったこと、及びオフィスソフトの変更に伴うリース料の入札減により、4,200万円余りの減額となったものです。

次の2情報基盤整備費、総合行政ネットワーク運営協議会負担金は、毎年前年度の繰越金を翌年度に精算しており、この精算に伴い負担金が減額となったものになります。

次の共聴施設整備等事業費補助金は、一部の市町村において事業費の減により減額を行うものになります。

次の中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金は、市町村に対する補助対象事業費の減によるものになります。

次の情報通信基盤整備事業費補助金は、先ほど御説明した超高速ブロードバンド整備のうち、民設方式についての補助ですが、整備機器の見直しによる市町村の事業費の減により減額を行うものになります。

次に、28ページをお願いいたします。繰越明許について御説明いたします。繰越額は1,558万円で、民設方式により超高速ブロードバンド環境に関する情報通信基盤整備事業費補助金の繰り越しでございます。

三原村において、昨年9月に整備事業者に対する交付決定を行い、設計業務を開始しておりましたが、その後の現地調査や関係機関との調整に時間を要したため、年度内に工事が完成しない見込みとなっているものです。現在、整備工事が始まっておりますが、現時点の予定では本年7月末までに工事を完了し、サービスの受け付け開始後、インターネットサービスが開始される予定ですが、引き続き適切な進捗管理に努めてまいります。

情報政策課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 ペーパーレス会議とか、ウェブ会議の関係ですけれども。ことし1月から試行的にやっている部分についての課題とか、使い勝手とかはどんな状況ですか。

◎小野情報政策課長 職員からはおおむね好評だというふうに思っております。資料の差しかえとかがやはり容易にできる。本当はあってはいけないものかもしれないですけど

も、直前に資料が変更になったときの対応がスムーズにいくというようなこともあります。当然のことながら、コピーの手間が少なくなっておりますので、そういったところがあると思います。ただ、使用する職員のなれというのが必要になってくる部分も多少はあるのかなと。専用のペンでの書き込みなんかもできるんですけども、鉛筆で書くほどの記録性というのが十分ではないというところで、そういったメモの仕方なんかにはちょっと注意が必要なのかなと思ったりするところはございます。

◎坂本（茂）委員 現物を見てないので、我々ちょっとわからないんですが、例えば、画面上でいろいろ資料見ながら書き込んだりとかして。そこに出された資料データは、今度自分が職場へ帰ったときにどうやって使うんですか。

◎小野情報政策課長 あくまでタブレット端末はその会議、第2応接室の場だけのものになって、そこには一切残りません。それがサーバー、別のところの機械に保管、保存をされますので、それをそれぞれ職員が自席で業務に使っているパソコンがございますけども、そこから見に行って、そのデータを取り出して印刷をすることができる、閲覧もすることができるというふうな形になっております。

◎坂本（茂）委員 自分のパソコンで印刷すればペーパーは残るわけですね。だから会議の中ではペーパーレスであっても、実際はペーパーを持つということになるんですよね。

◎小野情報政策課長 使い方になってこようかと思えます。どうしても紙で持ちたいということであれば、印刷は可能なんですけども、せっかく電子のデータでありますので、電子のデータで保管をしておけば、必要なときにまたそれを当然見ることもできますし、必要なときに必要なものだけを印刷すればいいということになれば、ペーパーレスということにつながっていくのではないかと。全てを全て印刷するわけではないというふうに思っておりますけども。

◎坂本（茂）委員 今は第2応接室でやっているわけですが、そういうのをこれから、あちこちの会議場にタブレットを備えていくような形をイメージしているんですか。

◎梶総務部長 現時点では第2応接室でさまざまな会議がありますので、むしろいろんな会議は第2応接室でやっというこで、当面は動いていくというふうに考えております。例えば県庁外でも会議をやりますけれども、県庁外に専用のネットワーク環境を整備するというのは、その施設の管理者の御了解も必要なわけでございますので。どちらかといえば、いろんな会議を第2応接室でやればペーパーレスでできるということで、進めていくというのが現状の方向性であります。

◎坂本（茂）委員 第2応接室で、県庁の職員以外も参加する会がありますよね。審議会とか検討会とか。そのような会議も、それを使っていくという考え方ですか。

◎小野情報政策課長 タブレットの台数を用意してございますので、その場で閲覧ということは可能になります。ただ、資料として何かお渡しとなれば、外部の方についてはやは

り紙ベースということにはなろうかと思えます。それをデータでお渡しするかというのは、今後検討があるかと思えますけれども。

◎坂本（茂）委員 ウェブ会議のほうは、まだ今の段階で施行ということにはなっていないですね。

◎小野情報政策課長 来年度予算になってございますので、本庁と出先、具体的にどこでやるのかということは、部局とも調整をしておるところでございます。まだ、施行はしておりません。

◎加藤委員 関連ですけれど。ウェブの会議システムが導入されれば、テレビ会議のほうは要らなくなるということですか。

◎小野情報政策課長 テレビ会議システムと基本的には似ているんですが、テレビ会議システム自体は、現在、東京と大阪とそれぞれを結んでおります。ちょっと表現は違うかもしれませんが、固定のものになります。ウェブ会議の場合は、そういった一定拠点というものは設けますけれども、場合によればインターネットでやりますので、それ以外の場所でも可能なものになってまいります。ここは使い方がはっきり決まっているわけではないですけれど、可能性としてはインターネットでやる以上、民間の方との会議というものも、やりようによっては可能だと思います。そこはちょっと使い方を、今後精査しなければなりませんけれども、そういったことで、テレビ会議とウェブ会議は使い分けをしていく、まずはそういった考え方でおります。

◎加藤委員 仕組が違うというのは、今の御説明でよくわかりましたけれども、インターネットでつながるウェブ会議があつて、テレビ会議が必要な理由というのはどんなところなのでしょう。

◎小野情報政策課長 現在、テレビ会議はテレビ会議としてやっておって、本庁と出先機関、県内の出先機関を結ぶウェブ会議をまずは進めていきたい。そういった中で、今後テレビ会議なんかのあり方というのも、検討調整していかなければならない部分ではないのかなというふうに考えております。

◎梶総務部長 要するに、テレビ会議は東京事務所と大阪事務所です。今回ウェブ会議でやろうとしていますのは、東京、大阪じゃなくて、県内の例えば福祉保健所の各機関と地域福祉部、健康政策部を結ぶということを考えています。それぞれ結び先、使い道が違うものですから、将来的に例えばウェブ会議システムで全部代替できるかもしれませんが、当面はウェブ会議システムは、県内の出先機関にしか設備投資をしませんので、当面併用という形を想定しています。

◎加藤委員 何かウェブなんで、県内も県外も余り関係ないような気がしますけれど。

◎梶部長 端末が必要です。通常の端末ではなくて、1人1台パソコンではなくて、ウェブ会議に使う専用の端末ですとか、あるいはどこで会議するんだというようなスペースも

必要になりますので。どちらかといえばテレビ会議システムのほうが、システムとしては従来型のシステムですから、ウェブ会議システムに取ってかわられる可能性はあると思いますけれども。ウェブ会議システムで543万円の予算をかけて整備するのは、各出先機関に設置する端末も含まれますので。543万円をふやして、テレビ会議に代替して、全部ウェブ会議に統一するということはできますけれども。この予算で想定しているのは県内はウェブ、県外事務所と結ぶのはテレビ会議を継続するという、併用式を前提にした予算計上にしてます。

◎加藤委員 東京と大阪に2カ所、その端末を置けばいい話じゃないですか。

◎梶総務部長 そういうやり方もあるんですけども、今、テレビ会議システムは第2応接室と知事室、大阪事務所と東京事務所で使えるようにしています。このウェブ会議は、どちらかといえばその第2応接室とか知事室ではなくて、先ほど申しあげましたように、健康政策部や地域福祉部が出先機関である福祉保健所と会議をするということを想定していますので、まだ決めていませんけれど、例えば副部長室に置くというようなことを考えているので、そのほうが事務仕事が効率的なんです。第2応接室に置くと各部局が自由に使えませんから。それぞれの用途で、県外事務所とやりとりをしたいのは、例えば庁議とか幹部が集まる場で第2応接室、あるいは知事等との協議をするために知事室という形で今置いておりますけれども、こちらのウェブ会議システムは、各部局の出先機関とつなぐということを想定しているものですから、置く場所が違っておりますので。おっしゃるようにウェブ会議システムを、第2応接室や知事室、県外事務所にも張り巡らせば、一定取ってかわり得るとは思いますけれども、その費用は計上していないということであります。

◎坂本（茂）委員 関連で。その違いはわかりましたが、例えばコスト面でどうなのかも含めて、今は出先との関係で位置づけているけれども、テレビ会議をやっているエリアも将来的にはウェブ会議に変えるつもりはあるのか。テレビ会議のほうがコストは安いんですということであれば、テレビ会議でもいいですが、そののところはどうなんですか。

◎小野情報政策課長 まだその経費の比較というのが、できていないのは事実ですけれども。ウェブ会議は10カ所という会議で想定をしています。具体的に健康政策部、地域福祉部の5の福祉保健所。それと本庁で言えば2カ所。あと地域福祉部の出先機関の数カ所を合わせて、そこで10拠点でまずはスタートをさせたいと。おっしゃるように、今後そのほかの場所に広げていくというのは、当然できると思います。ただ1点、その通信の部分がインターネットを利用するのと、テレビ会議の場合は直接の線で結びますので、セキュリティー面の違いというのもございますので、どこをどう結んでいくのかというのも、そこは検討が必要な部分ではあるのかなと。どこをウェブ会議でやるのか、テレビ会議でやるのかという使い分けも、必要な部分ができるのかなというふうには考えております。

◎加藤委員 じゃあウェブ会議はセキュリティー面が心配なんですか。

◎小野情報政策課長 インターネットを使用しますので、比較した場合、どちらがよりセキュリティが高いかという差にはなっていないかと思いますが。

◎加藤委員 もう1回繰り返しになりますけれど、セキュリティ面に課題があるという認識ですか。

◎小野情報政策課長 ウェブ会議ですので、当然セキュリティは担保されていますけれど、よりセキュリティを高め、確保されるのはどちらかということになれば、テレビ会議のほうが高いだろうというふうには考えております。

◎加藤委員 そういうことなんですかね。

◎梶総務部長 技術的にどちらが高いかということ、課長は申し上げましたが、私どもが例えば個人情報の漏えいですとか、行政の機密事項ということ、議論するに際して、ウェブ会議システムがその議論をするに値しないほどセキュリティがないとは思っていない。非常に技術的な面でのセキュリティの違い、専用回線なのかウェブを使うのかということで、課長は申し上げましたけれども。私どもはそのウェブを使うことによって、個人情報ですとか行政情報が漏えいする程度のセキュリティの低さではないというふうに考えていますので、ウェブ会議システムでも差し支えないというふうに考えております。

◎加藤委員 今の説明聞かせていただいて、まずは試験的に限られた場所で導入をして、その後どういうところにふやしていくか、運営していくかということの認識でよろしいですか。

◎梶総務部長 結構でございます。

◎加藤委員 わかりました。そうしたら、費用の面とテレビ会議システムと併用したほうがいいのかどうかということも含めて、検討していただければと思います。多分、機能的にはほとんど大差ないところだと思いますので。

◎吉良委員 社会保障税番号制度システムの整備委託料、下の交付金もそうですけれども、これは要するに名寄せですか。社会保障の何と、どのようなことか。もう少し詳しく。

◎小野情報政策課長 県以外の団体から県への情報照会とか情報提供をする際の、連携するためのシステムの経費になります。それを一つは、宛名システムですので、県のほうで情報変換するシステムの経費の部分と、他の部分、団体同士をつなぐ全国的なシステムの部分、それぞれの整備の負担金とか委託料という形になってございます。

◎吉良委員 よくわからないんですけども。例えば市町村から県に対して、あるいは県から市町村に対して、この人の住民税がどうなっているのかというようなことで、マイナンバーを照会できるようにするということですか。それともオンラインでも、その番号を名寄せになってというようなことになるわけですか。

◎小野情報政策課長 情報照会ですので、新たにやるものではなくて、7月から既にスタートをしておる住民の方が市町村に申請をしたときに、マイナンバー制度によって書類が

省略できるという仕組みになっておるかと思えますけれども、そういった省略できる書類の照会、回答という情報のやりとりが、マイナンバー制度の仕組みでございますので。その仕組みのネットワークの部分と、県の場合は県の中で来た情報を、県の中での情報と照合するため、一つ一つのものをつないでおるという。名寄せをしているというものではないです。

◎坂本（茂）委員 資料④補正予算の26ページ、電子県庁推進費の機器等維持管理費、4,271万円余の減額ですが、当初予算は幾らだったんですか。

◎小野情報政策課長 当初予算は4億3,398万円です。

◎坂本（茂）委員 機器等維持管理費として、幾つか計上しているのがあると思うので、それを全部束ねた形で、これぐらいの減額ということですか。

◎小野情報政策課長 機器等維持管理費は、トータルで2億8,334万1,000円の部分が減額になっておりまして、先ほど御説明をしたネットワーク回線使用料とか通信料、オフィスソフトのライセンスのリース料というのが大きな減額の部分にはなっております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

お諮りします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については12日に行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、以後の日程については、12日の午前10時から行いますのでよろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会します。

（16時49分閉会）